ウクライナ概観

2013年8月 在ウクライナ日本国大使館

I. 概況

〇国 名: ウクライナ

〇国 旗: 空色・黄色の二色旗(青空と小麦の黄色い畑を象徴している)

〇国 歌: 「ウクライナは不滅」, 1865 年ヴェルビツキ―作曲

○国 章: 青地に黄色の「みつほこ」

○面 積: 60万3,700平方キロメートル(日本の約1.6倍)

〇人 口: 4,557.4万人(2012年5月現在)

〇首 都: キエフ市(北緯50度25分, 東経30度30分), 樺太北部, フランクフルト(ドイツ), ウィニペグ(カナダ) とほぼ同緯度

〇通 貨: フリヴニャ (UAH) , 1 ドル=7.99 フリヴニャ (2013 年8月20 日現在中銀レート)

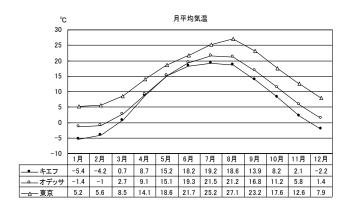
○日本との時差: −6 時間, GMT+3 時間

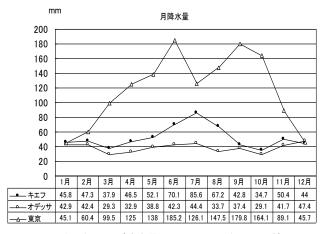
〇位 置: 旧ソ連欧州部の南(黒海の北)に位置し、東西約 1,400 キロメートル(東経 24~40 度), 南北約 900 キロメートル(北緯 44~52 度)。国境を東から西に、ロシア、ベラルーシ、ポーランド、スロバキア、ハンガリー、ルーマニア、モルドバと接している。

〇地 勢: ウクライナの国土の半分は平野で、 北部にはポレーシエ湿地、東部にはドネツク 丘陵、西部にカルパチア山脈から続く高地が ある。中央部及び南部の平野は、肥沃な黒土 に被われており、小麦などの耕作地が広がり、 ロシア帝政時代から「欧州の穀倉地帯」と呼 ばれている。南部のクリミア半島は比較的温 暖で、第二次世界大戦末期のヤルタ会談の舞 台となったヤルタは有名な保養地である。ド ニエプル(ドニプロ)河は、ヴォルガ、ドナ ウに次ぐヨーロッパ第3の大河で、ウクライ ナの水道水、水力発電に利用されているばか りでなく、水上交通の大動脈となっている。

〇主要都市の人口(2012年5月現在): キエフ281.7万人, ハリコフ123.7万人, ドニプロペトロフスク100.0万人, オデッサ100.7万人, ドネツク96.8万人, ザポリージャ77.0万人, リヴィウ75.7万人, セヴァストーポリ34万人, シンフェローポリ36万人。

〇気 候: 北部及び西部は冷帯湿潤大陸性気候(Dfb)で比較的降水量が多く、南東部は乾燥したステップ気候(BS),クリミア半島は比較的温暖な温暖湿潤気候(Cfa)である。南部では、給水制限を伴う深刻な水不足に見舞





(注:気温及び降水量は1961~1990年の平均値)

われることもある。雨量は最も多いカルパチア地方で年間 1,200~1,600mm, 最も少ない東部で 300mm である。キエフ及びオデッサの月平均気温,降水量は右図の通り。首都キエフの 08 年の年

間平均気温は9.6℃。

- 〇言 語: ウクライナ憲法により国語はウクライナ語と規定されている。ウクライナ語は東スラブ語の一つでロシア語、ベラルーシ語と兄弟関係にあるが、ロシア語に比して、古代スラブ語の色彩を残し、ポーランド語と共通する語彙が多く見られる。ウクライナ人にとってロシア語は旧ソ連時代の公用語であったこともあり、多くの者は両語を理解し、ロシア語とウクライナ語の混交も見受けられる。
- 〇民族構成: ウクライナ人 77.8%, ロシア人 17.3%, ベラルーシ人 0.6%, モルドバ人 0.5%, ブルガリア人 0.4%, クリミア・タタール人 0.5%, ハンガリー人 0.3%, ルーマニア人 0.3%, ポーランド人 0.3%, ユダヤ人 0.2%, アルメニア人 0.2%, ギリシャ人 0.2%, タタール 0.2% (2001 年統計)
- 〇主な宗教: ウクライナ正教会(キエフ総主教府,モスクワ総主教府,自治教区派),ウクライナ東方典礼カトリック教会(グレコ・カトリック),ユダヤ教,イスラム教(スンニー派),カトリック
- 〇主要祝祭日: 1月1日新年,1月7日正教クリスマス,3月8日国際婦人デー,4月復活祭(年によって日が異なる),5月1~2日メーデー,5月9日対独戦勝記念日,6月三位一体祭(年によって日が異なる),6月28日憲法記念日,8月24日独立記念日
- ○国民一人当たりの国民総所得(GNI): 3.120 ドル(2011 年世界銀行)
- ○人口指標:平均寿命(男) 65.28 歳, (女) 75.5 歳 (2010 年), 自然人口増加率 -4.6 人/1000 人 (2012 年)
- 〇主な参加・加盟国際機関: 国際連合(UN:原加盟国),独立国家共同体(CIS:但し正規加盟国ではなく参加国),欧州評議会(CE),全欧州安全保障協力機構(OSCE),黒海経済協力機構(BSEC),欧州・大西洋パートナーシップ理事会(EAPC),中欧イニシアティヴ(CEI),GUAM(グルジア,ウクライナ,アゼルバイジャン,モルドバからなる地域国際機関),世界貿易機関(WTO)

Ⅱ.略史

【スキタイ,サルマート国家】

紀元前6世紀に黒海北岸を中心にイラン系騎馬民族スキタイによる国家が建設され、前4世紀に最も繁栄した。スキタイの文化は蒙古などにも見られる動物の意匠が特徴で、当時この地で東西の交流があったことを示している。スキタイは前260年ころ遊牧騎馬民族サルマート人に圧迫されて衰退した。その後、黒海北方沿岸はサルマティアと呼ばれ、紀元4世紀位まで前期にはペルシャの、中期にはギリシャ、ローマの、後期には東方遊牧民の影響を受けた文化が栄えた。

【キエフ・ルーシ】

東スラブ族がこの地に入ってきたのは紀元 4~6世紀である。年代記によれば、8世紀末頃、北欧から来たヴァイキングのリューリックの一族がキエフにキエフ・ルーシ(キエフ公国)を設立した。キエフ公国は、988年にはギリシャ正教を導入し、政治・経済・文化の中心として栄え、当時の欧州においてビザンティン帝国等と比肩する大国の一つであった(ノヴォゴロド・シヴェルスキー公を描いた「イーゴリ軍記」はキエフ・ルーシの代表的作品)。キエフ・ルーシは 1240年からのモンゴル軍の侵入によって最終的に崩壊、ルーシの中心はモスクワに移った。14世紀にはウクライナの大部分はリトアニア大公国、後にポー

クリミア戦争 (1853~1856年)

クリミア半島を主戦場として、ロシアと英・仏・オーストリア・トルコ・プロイセン・サルデニャとの間に起きた戦争。ロシアの南下政策が原因。1年にわたる攻囲戦でセヴァストーポリが陥落し、ロシアは敗北。パリ講和条約によりモルダビア、ワラキア、セルビアの自治権確立、トルコの独立と領土の保全、ドナウ川航行の自由化、黒海の中立化が定められた。この戦争の結果トルコの対列強従属化が強まり、ロシアは国内旧体制の破産が明確化して近代的改革への動きが促進された。

ナイチンゲール (1820~1910)

クリミア戦争に際し、篤志看護婦を率いて野戦病院で活躍。 敵、味方の区別無く傷病者の看護に当たる姿は、後の赤十字設立の精神的背景にもなった。

ランドの支配下に入った。 【ウクライナ・コサック】

14世紀から16世紀にかけ、今日のウクライナ南部、黒海沿岸にかけてポーランド、リトアニアからの逃亡農奴を中心としたウクライナ・コサック集団が形成された。彼らは漁労を営み、オスマン帝国やクリミア汗国の港町で略奪行為を行った。17世紀にはキエフを再建、本拠地を移し正教を保護した。強大化したコサック集団に対し、ポーランド政府は統制下に置こうとし衝突が頻発、1648年にはボグダン・フメリニツキーに率いられたウクライナ・コサックと全面戦争に発展した。

【ロシアへの併合】

1654 年, フメリニツキ―は劣勢を挽回するため, ロシア皇帝に対しポーランドからの保護を求め, その代わりに皇帝の宗主権を認めた(ペラヤスラフ協定)。右を受け入れたロシアはポーランドと戦い, アンドルソフ講和によりドニエプル右岸はポーランド領, 左岸及びキエフはロシア領となった。当初ロシアはウクライナの自治を認めたが次第に統制を強めた。

18世紀後半にはエカテリーナ二世によって完全にロシアの一部とされ、ウクライナ・コサック社会は消滅した。ロシアは1783年にクリミア汗国を廃しクリミアを併合。同地は1853年からクリミア戦争の主戦場となった。また1772年のポーランド分割によってロシアはドニエプル右岸を取得、ガリツィア地方(今日のウクライナ西部およびポーランド南東部)はオーストリア領土となった。多くのウクライナ知識人が、ロシア帝国による文化的抑圧(ウクライナ語禁止令)から同地に逃れ、ガリツィアはウクライナ民族運動の中心となった。第一次世界大戦の結果、ガリツィアはポーランドの領土となった。

1917年の2月革命後,ウクライナでは中央ラーダ政府が誕生し,ロシアの臨時政府と自治拡大を巡って対立,10月革命を経て中央ラーダは「ウクライナ人民共和国」を宣言した。しかし、ロシア・ソビエト政府はこれを認めず赤軍を派遣,放逐されたラーダ政府はドイツと結び,以後3年間にわたる内戦に突入した。1919年第3回全ウクライナ・ソヴィエト大会でウクライナ社会主義共和国が成立,1922年12月,ソ連邦の構成共和国となった。

【年表】

BC 6 世紀	黒海北岸にスキタイ人国家成立
BC 260年	サルマート人の侵入
AD 4 世紀	フン族の侵入
4~6 世紀	スラブ民族が中欧から東方に拡大
8世紀	キエフ・ルーシの成立
988年	ウラジミール公ギリシャ正教を国教とする
1037年	聖ソフィア寺院建立
1240年	モンゴル軍キエフ攻略
1340年	ポーランドが東ガリツィア地方を占領
1362年	リトアニアがキエフを占領
	(以後、ポーランド及びリトアニアによる占領が続く)
1550 年頃	ヴィシネヴェツキがドニエプル川下流にコサックの本営を建設
1648年	ボフダン・フメルニツキーの蜂起
	(ポーランドからの独立戦争)
1654年	ペレヤスラフ協定
1667年	アンドルソフ講和
	ドニエプル川左岸・キエフ→ロシア領に
1709年	ポルタヴァの戦い
	(ロシアからの独立戦争)
1764年	ロシアによるウクライナ自治の廃止
1853 年	クリミア戦争
1914年	第 1 次世界大戦(~1917)
1917年	ウクライナ中央ラーダ政権成立
1917年	ロシア革命
1918年	ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国成立
1922年	ソビエト社会主義共和国連邦(ソ連邦)成立
1932年	農業集団化による飢饉
1939年	第 2 次世界大戦(~1945)
1941年	独ソ戦開始
	独によるウクライナ占領(~1944)
1954年	ウクライナ併合300年を記念してクリミアをウクライナ領に編入
1986年	チェルノブイリ原発事故(4/26)
1991年	ウクライナ独立宣言 (8/24)
	ウクライナ独立に関する国民投票(12/1)
1991年12月	ソ連邦崩壊、CIS創設
1996年6月	憲法制定
1996年9月	通貨フリヴニャ導入
2004年12月	オレンジ革命

【ソ連邦時代】

ソ連邦下で1929年から始まった農業集団化により、ウクライナでは数百万人の餓死者が出た。第二次世界大戦では独軍がウクライナの大半を占領、右を契機としてドニエプル川西岸では一時期独立の動きもあったが、結局ソ連軍が再度ウクライナを奪回し独立はならなかった。第二次世界大戦の結果、ガリツィア地方、ベッサラビア地方、北ブコビィナ地方が新たにウクライナ(ソ連)の領土に編入された。

1945年、ソ連邦の構成共和国でありながら国連に原加盟国として参加。フルシチョフ時代の1954年にはロシア・ウクライナ併合300周年を記念し、クリミア半島がロシアからウクライナに帰属替えされた。ソ連時代、ウクライナはロシアに次ぐ第二の共和国として経済的・人材的にソ連邦を支えた。歴代共産党書記長の中でも、ブレジネフはドニプロジェルジンスク(現ドニエプロペトロフスク州)生れ、フルシチョフ、チェルネンコはウクライナでキャリアを重ねた。

1986 年 4 月 26 日にチェルノブイリ原発事故が勃発, ウクライナ共和国内にも大きな被害を与えた(Ⅲ-9 参照)。

ペレストロイカの機運の中、1990年7月16日に共和国主権宣言。1991年8月のモスクワにおけるクーデター失敗後、同月24日に独立を宣言し国名を現在の「ウクライナ」に変更した。同年12月1日に独立に関する国民投票を行い、90%以上の圧倒的多数が独立を支持し、同時にクラフチュク最高会議議長が初代大統領として選出された。12月3日ロシア共和国が独立を承認するに至って同国の独立(ソ連邦からの離脱)は決定的になり、更に、旧ソ連諸国からなる独立国家共同体(CIS)の誕生、ソ連邦解体に伴い、12月末にウクライナは名実ともに独立国となった。

【独立後のウクライナ】

独立後のウクライナは、連邦分業体制の崩壊による原材料供給不足、エネルギー価格の国際価格化があらゆる分野の生産を直撃し、生産の低下、インフレの急進、対外債務の累積をもたらした。1994年6月の大統領選挙において、元首相であったクチマ候補はロシアとの経済面での統合強化を訴え、独立の強化を訴えたクラフチュク大統領を決選投票の結果僅差で破って第2代大統領となった。

クチマ大統領は経済改革を第一の課題に掲げ、議会の共産・社会主義勢力を経済改革の障害として批判した。また、新憲法の草案審議が開始され、新憲法は1996年6月28日に最高会議において採択され、同日付で施行された。また、同年9月2日には、それまでの暫定通貨カルボバネッツに代わり、新通貨フリヴニャ(hryvnya)が導入された。

2004年10月から12月にかけ、独立宣言以来第4回目となる大統領選挙が実施された。11月の決選投票後には不正選挙に抗議する大規模集会・デモが首都キエフで盛りあがり、12月にやり直し決戦投票が行われた。やり直し投票ではユーシチェンコ「我々のウクライナ」代表(元首相)が当選し、第3代大統領となった。この一連の出来事は「オレンジ革命」と命名され、世界の注目を浴びた。

皿. 内政

〇独 立: 1991 年 8 月 24 日

〇政 体: 共和制,元首は大統領(任期5年)

〇議 会: 一院制のウクライナ最高会議(議席数 450, 任期 5 年)

○大 統 領: ヴィクトル・<u>ヤヌコーヴィチ</u> (2010 年 2 月~) ○最高会議議長: ヴォロディミル・ルィバク (20012 年 12 月~)

〇首 相: ミコラ・アザーロフ (2010 年 3 月~)

O外 相: レオニード・<u>コジャーラ</u> (2012 年 12 月~)

1 内政概況

【2004年:大統領選挙とオレンジ革命】

2004 年 10 月,独立宣言以来 4 回目となる大統領選挙が行われ、世論調査で支持率第一位のユーシチェンコ・野党「我々のウクライナ」代表と、最高会議多数が支持するヤヌコーヴィチ首相を中心に選挙戦が繰り広げられた。政権側は行政権とマスコミの利用によって首相に強く肩入れし、ロシアも露骨に選挙干渉した。ユーシチェンコ側はこれに反発、政治情勢は緊迫した。

10月31日の第一回投票ではユーシチェンコ代表の得票がヤヌコーヴィチ首相の得票を僅差で上回りつつも、過半数には至らず、11月21日に決選投票が実施された。決選投票の結果中央選管はヤヌコーヴィチ首相の当選を発表したが、票数が操作されたとする野党側が大規模抗議集会を組織し、首都キエフには政権側に抗議する数十万の国民が集まる等、情勢が流動化した。全国にわたる混乱の中、両者の闘争は法廷及び最高会議に持ち込まれ、その結果最高裁判所は決選投票の無効化・決選投票のやり直しを決定、最高会議はヤヌコーヴィチ内閣不信任案を可決した。

この過程でポーランド, EU, ロシアをはじめとする国際的仲裁の試みが続けられ, 結局 12 月8日, 政権側が従来から提案してきた憲法改正案と, 野党側が主張する選挙法改正案等が最高会議でパッケージ採択されることで妥結が図られた(同憲法改正案は大統領の閣僚任免権等を最高会議に移行させることを骨子としており, 改正憲法は 2006 年 1 月 1 日に施行)。

大統領選挙のやり直し決選投票は 12 月 26 日に実施され、ユーシチェンコ代表が約 8%の差でヤヌコーヴィチ首相を破って当選、翌 2005年1月23日の大統領就任式をもってユーシチェンコ新政権が発足した。

【2005年:第一次ティモシェンコ内閣】

2月4日にはオレンジ革命で活躍したティモシェンコ最高会議議員が首相に任命された。同首相は汚職の一掃、組織犯罪との闘い、行政改革等を主要な政策目標に掲げ、言論の自由は急速に進展、旧政権の汚職のシンボルとなっていた製鉄所「クリヴォリジュスターリ」民営化やり直しの筋道をつけることに成功した。しかし閣僚等の間の不和により行政が混乱した他、モノ不足やガソリン・石油価格の急激な上昇も発生、同首相の政策は「社会主義的な行政管理手法」と非難された。

9月、ジンチェンコ大統領官房長官が辞任を表明し、一部政府高官の汚職と縁故人事を強く

<歴代大統領及び首相>

	<歴代大統領及び首相	>
大 統 領	首 相	外相
	V. フォーキン	
L. クラフチュク	1991 · 12~1992 · 10	A. ズレンコ
1991 · 12~1994 · 7	L.クチマ	1990.7~1994.8
	1992·10~1993·9	
	Y. ズヴァヒルスキー代行	
	1993-9~1994-6	
	V.マソル	
L.クチマ	1994·6~1995·4	H. ウドヴェンコ
1994 · 7~2005 · 1	Ye. マルチューク	1994-8~1998-4
	1995 • 6~1996 • 5	
	P. ラザレンコ	
	1996·5~1997·7	
	V. プストヴォイテンコ	
	1997·7~1999·12	B. タラシューク
	V. ユーシチェンコ	1998 • 4~2000 • 10
	1999 • 12~2001 • 4	
	A. キナフ	A. ズレンコ
	2001 • 5~2002 • 11	2000 · 10~2003 · 9
	V. ヤヌコーヴィチ	
	2002 · 11 ~ 2005. 1	K. グリシチェンコ
		2003 • 9~2005. 2
V. ユーシチェンコ	Y. ティモシェンコ	B. タラシューク
2005 · 1~2010. 2	2005. 2~2005. 9	2005. 2~2007. 1
	Y. エハヌーロフ	
	2005. 9~2006. 8	
	V. ヤヌコーヴィチ	
	2006. 8~2007. 12	A. ヤツェニューク
		2007. 03~12
	Y. ティモシェンコ	V. オグリスコ
	2007. 12~2010. 3	2007. 12~2008. 3
		 P. ポロシェンコ
		2009. 10~2010. 3
V. ヤヌコーヴィチ	M. アザーロフ	K. グリシチェンコ
2010-2~	2010. 3~	2010. 3~2012. 12
		L. コジャーラ
		2012. 12~
	<u> </u>	

非難したことにより政権内の不和は一気に表面化した。ユーシチェンコ大統領は調整を試みたが失敗し、ティモシェンコ首相以下全閣僚と、非難の主な対象となったポロシェンコ国家安全保障国防会議書記を解任した。

【エハヌーロフ内閣】

後継のエハヌーロフ内閣の最高会議における承認手続きは難航し、ユーシチェンコ大統領は同内閣の承認を得るため野党「地域党」党首のヤヌコーヴィチ元首相と妥協し、政治協定を締結せざるを得なかった。これが大統領支持層の一部に失望感を与える結果になったほか、ユーシチェンコ大統領とティモシェンコ前首相の決裂をさらに強めた。

【2006 年:最高会議選挙】

2006年1月1日には、閣僚任免権を大統領から議会に移行させることを骨子とする改正憲法が施行された。このような状況下で3月に実施された議会選挙(政党別完全比例制)では、地域党が30%以上の得票を得て第1党となり、続いてブロック「ユーリヤ・ティモシェンコ」(BYT)、「我々のウクライナ」、社会党及び共産党が議会に議席を確保した。

与党連合結成交渉は難航し、選挙後約3ヶ月を経た同年6月、ようやくBYT、「我々のウクライナ」及び社会党による「オレンジ与党連合」の結成が発表された。しかし、これら3党がポスト配分を合意できなかったことから社会党が離脱し、7月6日、最高会議においてモロズ社会党党首が最高会議議長に選出されるとともに、同月18日に地域党、社会党及び共産党による「危機対応のための与党連合」が正式に結成された。同与党連合は、ヤヌコーヴィチ地域党党首を首相候補として大統領に提案した。

ユーシチェンコ大統領は同首相候補に難色を示していたが、地域党、社会党、共産党及び「我々のウクライナ」からなる将来の「広い」与党連合結成に関する政治合意、並びに各政治勢力間の政策合意である国民統合の「布令(Universal)」が締結されたことから、大統領は同党首を首相候補として最高会議に正式に提案し、8月4日に同党首が首相に選出され、上記4党の間でポストが配分された閣僚会議(内閣)が結成された。

【第2次ヤヌコーヴィチ内閣】

新たに就任したヤヌコーヴィチ首相は、それまでの「外交は大統領、経済は首相」という仕切り を超えて徐々に大統領の権限に挑戦するようになり、両者の間で権限を巡る闘争が始まった。

9 月に地域党、社会党、共産党及び「我々のウクライナ」による「広い」与党連合結成交渉が再開されたが、10 月初めに決裂、「我々のウクライナ」は正式に野党となり、「我々のウクライナ」枠の閣僚が次々と解任された。また、2007 年 1 月には大統領権限を大幅に削減する「閣僚会議に関する法律」が、野党である BYT の支持を受け大統領の拒否を覆して採択されるなど、大統領との権限争いは首相側に優位に進んだ。更に 2 月、大統領はオグリスコ第一外務次官を外相候補として 2 度最高会議に提案したが、与党連合は同提案を否決し、3 月に両政治勢力の妥協の末ヤツェニューク大統領官房副長官(前経済相)が外相に就任した。

【2007年: 最高会議の解散をめぐる動き】

3月末,最高会議において、11名の「我々のウクライナ」及びBYT 所属議員が与党連合に合流した旨発表されると、ユーシチェンコ大統領は右が憲法違反であるとして最高会議の解散と期限前選挙の実施に関する大統領令を発出。与党連合側は、同大統領令は違憲として憲法裁判所の判断を要請。また閣僚会議は選挙実施のための国家予算拠出を拒否するなどして対抗したため大統領と首相の対立は尖鋭化したが、5月27日、ユーシチェンコ大統領、ヤヌコーヴィチ首相及びモロズ最高会議議長の三者間で9月30日の期限前最高会議選挙実施が合意された。

【第2次ティモシェンコ内閣】

9月30日に行われた期限前最高会議選挙の結果,第一党の座は地域党が維持したものの与党連合は結成できず,11月28日,合計して過半数をわずかに超えるBYTと「我々のウクライナ・国民自衛」(NUNS)が「オレンジ与党連合」を結成した。12月4日にヤツェニューク最高会議議長が,18

日にティモシェンコ首相がそれぞれ任命され、両政治勢力から成る新内閣が組閣された。新内閣では、経済相、財務相等の経済分野の閣僚をBYTが、内相、国防相、教育科学相等の治安機関、人文分野の閣僚をNUNSがそれぞれ占めた。

【2008年】

6月,2名のBYT 及びNUNS 所属議員が与党連合からの離脱を宣言し、与党連合は実質的に過半数を割ることとなった。地域党は与党連合の崩壊を公式に宣言するよう求めたが、与党連合の存続につき結論が得られないまま第2会期は7月に散会した。9月2日,第3会期召集と同時にBYT,地域党、共産党及び一部のNUNS 所属議員が大統領の権限を削減する法案を採択し、同日夜 NUNS は与党連合からの脱退を決定した。16日,ヤツェニューク議長は「オレンジ与党連合」の崩壊を正式に宣言し、続く10月8日,ユーシチェンコ大統領は最高会議の解散と期限前選挙を宣言した。しかしその後選挙の見通しが立たず、ユーシチェンコ大統領は解散・総選挙を撤回。ヤツェニューク最高会議議長が辞任した後、12月にはリトヴィン・ブロック「リトヴィン」代表が最高会議議長に選出され、BYTと NUNS にブロック「リトヴィン」が加わる形で「オレンジ与党連合」が再興した。

【2009年】

2009 年になると大統領選挙に向けた活動が開始され、4月、最高会議は10月25日の大統領選挙 実施を決定するも、5月、憲法裁判所は右を違憲と判断。6月にはBYTと地域党の間で憲法改正案が 策定され、共産党以外の議会内勢力を包括するような「広い与党連合」結成が合意されかけたが、 妥協直前になってヤヌコーヴィチ地域党党首が交渉からの離脱を宣言。その後6月、最高会議は2010 年1月17日の大統領選挙実施を決議した。

【2010年:ヤヌコーヴィチ大統領就任、アザーロフ内閣の成立】

2010年1月17日に大統領選挙一時投票が実施され、ヤヌコーヴィチ地域党党首(35.32%)及びティモシェンコ首相(25.05%)の上位2名が決選投票にすすみ、2月7日に行われた二次投票の結果ヤヌコーヴィチ地域党党首(48.95%)が3.5%差でティモシェンコ首相を破って勝利した。ティモシェンコ首相側が選挙に不服を申し立てるも、2月25日には大統領就任式が実施された。

3月2日には、期日までに与党連合加盟議員の署名が提出されなかったとしてリトヴィン最高会議議長が与党連合の不在を宣言し、翌3日にはティモシェンコ内閣不信任案が最高会議で可決された。9日、最高会議の規則に関する法律が採択され、個別議員の与党連合加盟が可能となり、11日、地域党、共産党、ブロック「リトヴィン」及び数名の議員からなる与党連合が結成され、同日アザーロフ内閣が組閣・承認された。

10月1日には、憲法裁判所によって2004年憲法の無効が発表され、1996年の憲法が復活したことに伴い、与党連合という概念が消滅したが、地域党、共産党、ブロック「リトヴィン」は最高会議過半数となる連立を再度結成する旨の合意に署名した。また、12月9日には、ヤヌコーヴィチ大統領は行政改革に関する大統領令を発出し、各中央省庁の再編・統合を行い、閣僚の数をそれまでの27名から18名に削減した。

【2011年】

2011年2月1日,最高会議は憲法改正案を採択し、最高会議及び地方議会議員の任期を5年に再延長すると共に、次回最高会議選挙を2012年10月に、次回大統領選挙を2015年3月に実施する旨の移行規定を追加した。また、11月17日、最高会議は、選挙システムの完全比例代表制から小選挙区・比例代表区混合システムへの変更、比例代表区における議席獲得のための足切りラインの3%から5%への変更等を骨子とした新たな最高会議選挙法を採択した。

一方,2010年後半より開始された前政権閣僚に対する刑事訴追に関し、野党勢力はこれを法執行機関の政治利用として政府に対する批判を強めた。特に、2011年6月に開始された2009年対露ガス契約の際の権限逸脱の疑いによるティモシェンコ前首相に対する刑事訴追による裁判に関しては、8月5日の裁判審議妨害による同前首相の逮捕、10月11日の懲役7年・公職禁止3年の第一審判決、12月23日の原判決を支持する第二審判決等に伴い、欧米諸国から同裁判プロセスに対する懸念表

明が相次いで発せられた。

【2012:最高会議選挙】

2012年に入っても前政権閣僚の裁判プロセスが継続し、2月28日にルツェンコ元内相に対して懲役4年後等の有罪判決が下された他、4月19日にはティモシェンコ前首相に対して、同前首相が代表を務めていた企業に関連した新たな公判が開始された。同時に、10月の最高会議選挙に向け、4月24日、野党「バチキフシチナ」党(ティモシェンコ党首)と「変化の前線」党(ヤツェニューク党首)は統一野党として共同戦線を張ることを宣言した。一方、7月3日、地域党はロシア語等の地位向上につながるとされる「国家の言語政策の基本方針に関する」法律を強行採択し、国内外から強い批判の声があがった。

10月28日に比例区・小選挙区並立制で実施された最高会議選挙では、地域党、統合野党「バチキフシチナ」、共産党の他、「ウダール」党及び「スヴォボーダ」党の2野党が新たに議席を獲得した。12日、共産党及び無所属議員の協力を得て過半数を維持した地域党は、アザーロフ首相再任及びルィバク最高会議選出決議案を可決。ヤヌコーヴィチ大統領は内閣改造を行い、コジャーラ外相等が新たに任命された。

【2013年】

一方, 2013 年に入り, 前年の最高会議選挙で当選した野党及び無所属議員の議員資格が裁判所の決定によって剥奪される事例が相次いだことに加え, 結果未確定の小選挙区及びキエフ市長・キエフ市議会選挙の実施時期が確定せず, 政権による司法機関等の操作の可能性が指摘されている。前政権閣僚の訴追問題に関しては, 4月7日にヤヌコーヴィチ大統領によってルツェンコ元内相への恩赦が決定されたが、ティモシェンコ前首相の問題については進展が見られていない。

2 ウクライナ憲法

1996 年 6 月 28 日に最高会議にて採択・施行された現行のウクライナ憲法は、ウクライナは共和国であると規定し、立法府(一院制の最高会議)、行政府(閣僚会議)、司法府(裁判所)の三権分立を明記している。また、国家元首たるウクライナ大統領は、国家主権、ウクライナの領土一体性、ウクライナ憲法の遵守、国民の権利と自由の保証人であるとされる。その他の特色として、クリミア自治共和国について1章を設け、国語をウクライナ語と規定しているほか、チェルノブイリ事故の後遺症克服についての規定がある。

2004 年 12 月, 閣僚任免権者の変更や与党連合の役割強化を中心に重要な変更が加えられ, 2006 年 1 月に改正憲法が施行されたが, 2010 年 10 月, 憲法裁判所は採択過程で違反があったとして同改正憲法を無効と判断し, 1996 年の憲法が復活した。それに伴い, 最高会議及び地方議会議員の任期は再度 4 年に短縮されることとなったが, 2011 年 2 月, 最高会議は憲法改正案を採択し, 議員任期が 5 年に再延長されると同時に, 次回最高会議選挙は 2012 年 10 月(実施済)に, 次回大統領選挙は 2015 年 3 月に実施されるとの移行規定が追加された。

3 大統領

憲法の規定により、大統領は、元首として国家を代表し、国家主権、領土一体性、憲法、国民の権利及び自由を擁護する義務を負う。国民の直接選挙により選ばれ任期は5年で、2期までの再選が可能である(憲法第102-103条)。大統領は、最高会議の同意を得て首相を任命し、首相の提案に基づき閣僚及び地方国家行政機関の長を任命する権限の他、単独でこれらの者を罷免する権限を有する(同第106条)。なお、ウクライナ大統領は国家安全保障国防会議を主宰する(同107条)。大統領の権限は国家元首の地位に伴う象徴的職務、国家安全保障国防会議の主宰、法案拒否権等を有する他、職務執行のため大統領令及び決定を発出することができる(同第106条)。

なお、大統領が欠けた場合の代行は首相が努めることとなっている(同第112条)。

4 首相・閣僚会議(内閣)

閣僚会議は国の最高執行機関とされ、大統領及び最高会議に対して責任を負い、かつ最高会議により監督される(憲法第113条)。首相のほかに第一副首相1名、副首相3名及び各省大臣にて構成される。首相は最高会議過半数の同意を得て大統領によって任命され、閣僚は首相の提案により大統領が任命する(同第114条)。

また、新たな大統領選出、首相の辞任及び最高会議における不信任案可決の際には、閣僚会議は 総辞職する。但し、旧閣僚会議は新閣僚会議が活動を開始するまでの最大60日間は権限の行使を継 続する(同第115条)。なお閣僚会議は、憲法に基づいて最高会議の監督を受けることとされてい る(同第85条)。

5 ウクライナ最高会議(議会)

立法府は一院制であり,ウクライナ最高会議(ヴェルホーヴナ・ラーダ)と呼ばれる。議席数は 450 (過半数 226) . 任期は5年である。

議会の審議制度は、読会制を採用している。読会は本会議と同じく全議員で構成されており、政府又は議会内委員会から提出された法案、予算案等は、第一から第三までの3つの読会を経て、最終的に本会議で可決される。採決は過半数が原則であるが、憲法の改正等、憲法に特別な規定のある場合には3分の2以上が必要である。議会で採決された法案は大統領の署名に回され、ここで大統領は署名を拒否する権利を有する。署名を拒否された法案は議会に差し戻され、議会がこれを再度3分の2以上の多数で可決した場合、大統領は法案への署名を拒否できない。なお再可決できなかった法案について、修正した上で再び議会の過半数で採択することは可能であるが、その場合、大統領は新たな法案と同様に署名を拒否できる。

最高会議は、大統領による首相任命の際に同意を与える他、最高会議が閣僚会議の不信任案を可決した場合に閣僚会議は総辞職することとなっている。

2012 年 10 月の選挙の結果、ヤヌコーヴィチ大統領率いる地域党が 185 議席、ティモシェンコ前 首相等の統合野党「バチキフシチナ」が 101 議席、「ウダール」党が 40 議席、「スヴォボーダ」党 が 37 議席、共産党が 32 議席、小選挙区選出の無所属議員党が計 50 議席を獲得した。なお、不正や 混乱等によって結果が確定できなかった 5 小選挙区については、やり直し選挙が行われる予定。

6 選挙制度

ウクライナ憲法により、選挙権は18才以上、被選挙権は25才以上の国民に与えられている。

(1) 最高会議選挙

最高会議議員の任期満了に伴う総選挙は、任期5年目3月の最終日曜に実施すると定められている。2010年10月に憲法裁判所により2004年の憲法が無効と判断されたことにより、任期が再度4年に短縮されることとなったが、2011年2月、最高会議は憲法改正案を採択し、議員任期が5年に再延長されると同時に、次回最高会議選挙を2012年10月に実施することを決定した。

2005 年 10 月に改正選挙法が発効し、従来の小選挙区・比例代表併用から完全な比例代表制となった(各政党の足きりラインは3%)が、2011 年 11 月の選挙法改正によって小選挙区・比例代表併用(各政党の足きりラインは5%)に再度変更された。

(2) 大統領選挙

大統領は国民の直接選挙により、任期5年で選出される。任期満了に伴う選挙は、任期5年目の最終月の最終日曜日に実施すると規定されている。2011年2月、最高会議は憲法改正案を採択し、次回大統領選挙を2015年3月に実施することを決定した。

大統領選挙の当選のためには、全投票者数の過半数の得票が必要である。いずれの候補者も過半数を獲得しなかった場合は上位2名の候補者による決選投票が実施され、より多くの票を獲得した候補者が当選する(過半数は必要とされない)。

7 地方制度

ウクライナは 27 の行政区, すなわち, 1 つの自治共和国 (クリミア), 24 の州, 及び 2 つの特別市 (キエフ, セヴァストーポリ) から構成されている。

州知事(州国家行政機関の長)は大統領が任命する。また、市長(セヴァストーポリ市を除く)、 州及び市町村議会議員、市町村議会議長(セヴァストーポリ市を除く)は住民の直接選挙によって 選ばれる。

キエフ市とセヴァストーポリ市の行政については特別の法律によって定められると憲法は規定している。両市においては大統領の任命する行政長官が市政を司っていたが、キエフ市については99年2月に「英雄都市キエフに関する法律」が最高会議で採択され、同5月、同法に基づく初のキエフ市長選挙が行われた。他方、セヴァストーポリ市については現在、同様の法律は採択されておらず、市長も公選されていない。

8 クリミア自治共和国

クリミア人口約 195.6 万人 (2010 年 3 月) の民族的構成は、ロシア人が 68%、ウクライナ人が 24%、クリミア・タタール人が 12%程度 (2009 年 5 月 14 日付 Den 紙) であり、ウクライナ全体に 比してロシア人の比率が高い。現行憲法は、クリミア自治共和国について 1 章を割いているが、ロシア人人口が多く、独立の動きのあった同共和国政府の権限は限定的な規定ぶりとなっている。また、クリミア自治共和国は独自の憲法を制定できるものの、制定にはウクライナ最高会議の承認が 必要とされている。1998 年 12 月 23 日、最高会議は、1992 年以来 5 番目となるクリミア憲法草案を 承認し、長年にわたる懸案が解決された。

9 チェルノブイリ問題

(1) 爆発事故

1986年4月26日、ウクライナの首都キエフ市北方約110キロにあるチェルノブイリ原発において、電源テスト中であった4号炉(1983年運転開始)が爆発、192トンの核燃料のうち4%が大気中に放出され、広島型原爆500発分の放射能(5千万キューリー)が広がった。この事故による放射能汚染は、広島・長崎に落とされた原爆による放射能汚染の200倍に及んだ。これにより、ウクライナでは肥沃な農地、森林を含む5万平方キロメートルの国土(全国土の8%)が放射能によって汚染され失われた。事故の原因としては、原子炉の設計上の問題と人的ミスの双方が挙げられている。

爆発後、60万名の「事故処理作業者」(ウクライナ、ロシア及びベラルーシの消防士、警察官及び 専門家。うちウクライナより31万名)が同原発及び近隣地域において緊急救援活動に従事した。

(2) 住民の避難

事故後数日間で、9.2万名(同原発従業員の殆どが居住するプリピャチ市の全住民49,400人を含む)及び近隣市町村の住民数千名が安全地域へ避難した。更に数ヶ月間に亘り、5.2万世帯家族、総計16.5万名が強制移住の対象となった。チェルノブイリ原発従業員の殆どは原発に程近いプリピャチ市に居住していたため、彼らの新たな居住地としてチェルノブイリ原発北東50kmにスラヴチッチ市が建設された。なお、チェルノブイリ原発周辺30kmは26年以上が経過した現在も立ち入り禁止区域となっている。

(3) 健康被害

放射線の影響に関する国連科学委員会 (UNSCEAR) 2008 年報告書によれば、事故後、134 名が急性 放射線症候群と診断され、そのうち 28 名が被爆を直接原因として 4 ヶ月以内に死亡した。また、事 故後処理作業者の間で心臓血管及び脳血管疾患が増加したとの指摘があるものの、その原因を特定す ることは難しく、急性放射線症候群以外でチェルノブイリ原発事故による放射線が直接の原因と認定 されている疾病は小児甲状腺がんのみである。

(4) 新シェルター建設

現在 4 号炉を覆っている建造物 (石棺) は事故直後に建設されたものであるが, 年々老朽化が進み, 放射能漏れの危険があるため, これをアーチ型の新しいシェルター (幅 257m, 高さ 108m, 奥行き 150m, 耐用期間 100 年) で覆うこととなった。本プロジェクトにかかる費用は当初 7 億 5800 万ドルと見積もられていたが, 作業が進むにつれ増加してきている。国際社会の積極的な支援により, 2007年 9月, 新シェルター建設にかかる契約がチェルノブイリ原発と仏系企業体「Novarka」の間で締結された。2012年 4月に新シェルター建設が開始され, 完成は 2015年末頃と見込まれている。

Ⅳ. 経済

1 ウクライナ経済の基盤

ソ連時代のウクライナは、連邦内の分業体制の中で、鉄鋼、造船、航空宇宙産業等の軍需産業、穀物生産を担っていた。右産業ストックは独立後のウクライナ経済成長を推進する上でも重要な役割を果たし続けている。特に、鉄鋼分野は輸出額も大きく、重要な産業となっている。また、豊富な黒土(チェルノーゼム)に恵まれ、伝統的に「欧州のパンかご」とも称されるなど、農業は重点的産業のひとつ。

2 ウクライナ経済の略史

(1) 1991 年 8 月の独立後~1998 年

1991 年 8 月の独立後、価格及び貿易の自由化に代表されるショック療法が実施された結果、ハイパーインフレが引き起こされた。1993 年から 1994 年にかけて、更なる価格の自由化政策、公定歩合引き上げ政策等のマクロ経済安定化政策が実施されたが、他方で政府歳出は増大し、財政赤字は拡大した。ロシアから輸入するエネルギーの価格の高騰の影響もあり、インフレの収束は困難を極め、代わりにバーター取引が盛んに行われる等、経済的混乱が続いた。またソ連時代に共和国間分業が進んでいたため、独立により諸共和国間の産業連関が途切れたことが大きな原因となり工業生産も著しく落ち込んだ。

1994年7月に選出されたクチマ大統領は、IMFの融資とガイドライン、世銀の経済支援等を背景に、①財務省の中央銀行からの大規模借入の廃止、②国有企業等への各種補助金の廃止、③価格の自由化の推進、④為替レートの一元化及び外貨市場の自由化、⑤企業の税負担の軽減を主な内容とする経済政策を実施し、インフレを収束させた。1996年8月、ウクライナ政府は10万分の1のデノミを実施し、同年9月に自国通貨の「フリヴニャ」を導入した。

1998 年上半期、工業生産高はプラス成長を記録する等、ウクライナ経済は回復の傾向を示しつつあったが、同年8月のロシア金融危機により、外国資本の急激な国外流失が起きたためウクライナ実体経済は深刻な打撃を受けることとなった。

(2) 1999 年以降(ユーシチェンコ内閣~キナフ内閣~第一次ヤヌコーヴィチ内閣~第一次ティモシェンコ内閣~エハヌーロフ内閣~第二次ヤヌコーヴィチ内閣)

1999年11月に再選されたクチマ大統領は、同年12月、これまで89あった省庁及び国家委員会を35に再編する大統領令を発し、思い切った行政改革を開始し、幾つかの経済関係省庁も「経済省」に統合された。2000年1月に成立したユーシチェンコ内閣は、就任演説において改革諸制度を整備する為の「100日プログラム」及び同プログラム実施に係る「1000日プログラム」を発表するなど、ラディカルな各種経済改革を推進した。ウクライナは2000年に独立後初めてGDPプラス成長(6.0%)を達成し、以降6年連続のプラス成長を記録した。

2002 年 11 月末に発足したヤヌコーヴィチ内閣においては、議会において新政権多数派が形成されたことを受け、2003 年は一律 13%の所得税の導入、民法典、商法典、抵当法、年金法の採択など経済改革に係る重要法案の審議が進められた。2004 年においてもウクライナ経済は高い伸びを示し、GDP 成長率は 12.1%を達成した。

欧米志向を旗印に2005年2月に発足したティモシェンコ内閣は、汚職追放を含め不公平・不公正な経済活動をなくしていくとの姿勢を打ち出すとともに、最低賃金の引き上げ等社会政策にも配慮していたが、前者については経済特区の廃止により外国企業からの批判にさらされており、また後者についても多大の財政負担を生む原因となりつつあるなど、多くの課題を抱えることとなった。政権内部の軋轢の結果として同年9月に生まれたエハヌーロフ内閣においては特段新たな経済政策が採用されることは見られなかった。2006年8月に成立したヤヌコーヴィチ内閣は国内東部地域の企業家達を有力な支持基盤とし、2005年にGDP成長率2.6%までペースダウンした経済を再度高い成長軌道に押し上げることに務め、2006年の同成長率は7.0%まで回復した。

(3) 第二次ティモシェンコ内閣

2007 年 9 月の議会選挙結果を受けて 12 月に成立した第二次ティモシェンコ内閣は、同年のインフレ率が 16.6%もの高水準に達したことを重視し、国民生活安定の観点からインフレ抑制を大きな経済政策目標として掲げた。また、2008 年 5 月には WTO に正式加盟、EU との自由貿易圏交渉を開始するなど、国際経済への統合も着々と進めている。しかし、第二次ティモシェンコ政権下では所得の増加や消費の過熱により進行するインフレ、貿易赤字、対外債務の増加等の経済対策、また民営化、社会インフラの近代化等の課題への対応は先送りされてきた。これらは、2008 年上半期までは好調な輸出、積極的な外資流入等により問題視されなかった。しかし、国際的金融危機がウクライナにも波及、株式市場の低迷、外国資本の流出、また 2008 年後半からは輸出の 40%を占める鉄鋼や化学を中心とした実体経済にも打撃を与えた。このような状況の中、政府は IMF に支援を要請、11 月 6 日、約 164 億ドルのスタンドバイ・ローン合意 (2 年) が結ばれたものの、3 回のトランシェを終えた後は大統領選挙を巡る混乱でその後のトランシェは実施されないままに終わった。

(4) アザーロフ内閣

2010年2月に成立したアザーロフ内閣は、2010年7月、IMFと約149億米ドルの新たなスタンド・バイ合意を締結し、税法典改正をはじめ、年金改革、ガス部門改革、公共料金の値上げ等の改革に着手している。

<主要経済指標>

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
実質 GDP 成長率 (%)	-3.0	-1.9	-0. 2	5. 9	9. 1	4. 8	9. 6	12. 1
工業生産高(%)	-1.8	-1.0	4. 3	12. 5	14. 2	7. 0	15. 8	12. 5
年平均インフレ率	15. 9	10. 5	22. 7	28. 2	12. 0	0.8	5. 2	12. 4
(%)								
農業総産出高(%)	_	_	_	-	_	1. 9	-9. 9	19. 1
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
実質 GDP 成長率 (%)	2. 7	7. 3	7. 9	2. 1	-14. 8	4. 1	5. 2	0. 2
工業生産高(%)	3. 1	6. 2	10. 2	-3. 1	-21. 9	11.0	7. 3	-1.8
年平均インフレ率	10. 3	11.6	16. 6	22. 3	12. 3	9. 1	4. 6	-0. 2
(%)								
農業総産出高(%)	0. 4	2. 5	-6. 5	17. 1	0. 1	-1.0	17. 5	-4. 5

出典:国家統計局

3 ガス・石油供給問題

ウクライナは、エネルギー資源に乏しく、石油と天然ガスの70%以上をロシアから輸入している。 特に天然ガスについては、2010年にはロシアより約365億立米を輸入し、約946億立米の対欧州ト ランジット輸送を行っている(ロシアの対欧州ガス供給のうち約80%がウクライナ経由)。 【2006年のガス紛争とその後の動き】

2005年、ユーシチェンコ政権が成立すると、ロシアはウクライナ向け天然ガス供給価格をこれまでの3倍に値上げすると提案した。これをウクライナ側が拒否すると、ロシア側は逆に更なる大幅値上げを提案越し、年内の妥結に至らなかった。

2006年1月1日, ガスプロムはウクライナ向けガス供給を停止し, その結果, 当国を経由する EU 向けロシア産ガスの供給量が低下するという事態を招いた。

1月4日、両国間で合意が達成され、輸入仲介業者としてロスウクルエネルゴ社が独占的にウクライナへのガス輸入仲介を行うなどの新たな供給スキームが構築された。2007年12月に発足したティモシェンコ内閣は、透明性のあるガス供給関係の構築を目指すとして仲介業者の排除に乗り出したが、ロシアとの間で再びガス債務問題が噴出し、交渉は難航した。

2008 年 10 月,ティモシェンコ首相はロシアを訪問し,プーチン首相との間でガス供給及び欧州トランジットに関する長期契約締結につき基本的な合意に達し,政府間メモランダムが署名された。同メモランダムでは,今後3年間での段階的な欧州価格への移行,仲介業者の排除,ウクライナによる債務完済等につき言及されている。しかしながら,2009年の天然ガス価格については明記されておらず,またウクライナによる債務完済も金融危機の影響もあって12月末までずれ込んだため,2009年における供給価格について年内に妥結することができなかった。

【2009年のガス紛争】

2009 年 1 月 1 日, ロシアはガス供給量を大幅に減少させた。ウクライナは自国のガス貯蔵を国内需要向けに回し、欧州向けトランジットを継続したが、7 日, ロシアはウクライナによる抜き取りを主張して欧州分も含めて完全停止した(ウクライナ側は抜き取りを全面否定)。そのため、一部欧州諸国にガスが届かない状況となり、チェコ EU 議長国を初めとする欧州諸国が仲介努力を開始した。12 日, ガスプロムはガス供給の一部再開を表明するも、ロシアが指定した供給再開ルートをウクライナは国内ガス供給確保の観点から受け入れがたいものであるとして拒否し、ロシア及び一部欧州諸国から強い批判を浴びた。

最終的に、1月17日のモスクワにおける両国首相会談を経て、19日、今後10年間の対ウクライ ナ・ガス供給契約及び欧州へのガス・トランジット契約が締結された。ウクライナへのガス価格は 450 ドル/千立米を基準価格として四半期毎に変更することとし、2009 年第1四半期は20%割引の 360 ドルとなった。 また,同年のトランジット料金は 1.7 ドル/千立米/100km で据え置かれた。 ユ ーシチェンコ大統領は本件契約がウクライナにとって極めて不利なものであるとして批判している。 就任直後より対露ガス価格交渉を行うと宣言していたヤヌコーヴィチ大統領は,2010年4月,露 黒海艦隊の駐留の 25 年延長とガス価格の 30%あるいは 100 米ドルの割引を組み合わせたパッケー ジ合意をロシアと締結した。本合意を受け、政府は2010年の国内ガス価格の据え置きを発表してい る。2010年の露天然ガス価格は,第1四半期で305.68ドル/千立米,第2四半期で232.86ドル/千 立米. 第3四半期で248.72ドル/千立米. 第4四半期で250ドル/千立米となっていたが. 2011年 平均で309 ドル/千立米,2012 年第一四半期で416 ドル/千立米,第2 四半期で425 ドル/千立米, 第3四半期で426/千立米, 第4四半期で430ドル/千立米と高止まりしているため, ウクライナ は、自国産天然ガス及び石炭採掘量の増加、欧州からの天然ガスの逆輸入及び LNG ターミナル建設 等によりロシア依存脱却,エネルギー供給源多角化の方針を発表し,ロシアからの輸入量は 2011 年の 450 億立米から 2012 年は対前年比 27 %減の 330 億立米まで削減した。ウクライナは、2013 年の購入量の目標を200億立米以下と発表している。

【ウクライナ国内のパイプライン整備】

ウクライナは、その地勢的条件及び領域内の充実した石油・天然ガスのパイプライン網の存在により、ロシア及び中央アジア産エネルギーの対欧州輸送ルートとしての役割を担い、欧州エネルギー安全保障に深く関わっており、それを梃子にして、外交目標である欧州への統合を実現すること

を目指している。

2001 年 8 月に完成したオデッサ・ブロディ石油パイプラインは、カスピ海沿岸の原油の対欧州向け輸送の可能性を大きく拡大させた。将来的には、右パイプラインのポーランドへの延長及びドルジュバ・パイプラインを経由したハンガリー、チェコ、クロアチアへの石油の供給が計画されているが、現段階では輸送するカスピ海産原油が確保されず、2004 年からは逆方向利用でのロシア産石油の輸送が開始され、オデッサからタンカーによる石油輸出が行われている。他方、順方向利用を念頭においた協議は継続されており、2003 年にパイプライン建設に携わるウクライナとポーランドの合弁企業サルマティア社が設立され、2006 年 12 月には EU の支援により F/S (事業化調査)が終了、2007 年にはリトアニア、ポーランド、ウクライナ、グルジア、アゼルバイジャンの大統領の出席のもとエネルギー会合が開催され、同パイプライン計画を含む新たな燃料輸送ルートの整備の必要性につき再確認がなされるとともに、サルマティア社へのグルジア、リトアニア、アゼルバイジャンの参加が合意された。ユーシチェンコ大統領は数次に亘り大統領令を発出し、オデッサ・ブロディ石油パイプラインの順方向利用の早期開始を命じていたが、カスピ海産原油が確保されていない等の問題のため、実現していなかった。2010 年 11 月、ベネズエラ産原油が試験的に順方向に輸送され、2011 年 1 月ウクルトランスナフト社とベラルーシ石油会社との間でアゼルバイジャン産原油の輸送について合意されている。

ガスパイプラインについては、2002年6月、ウクライナ、ロシア、ドイツ3国は、欧州向けガス輸送の安定的供給を目的として、ウクライナ・ガス輸送システム管理・開発にかかる国際コンソーシアムの創設に向けて調査を行うとの声明を発出した。右を受け、同年10月に、本件コンソーシアム創設にかかるウクライナ・ロシア政府間協定及びナフトガス社・ガスプロム社間の合意が締結された。但し、その後詳細について合意できず、現在まで機能していない。

2009 年 3 月, ウクライナ・ガス輸送システム近代化に係るブラッセル会合が開催され, EU による財政的支援を含む EU・ウクライナ共同宣言が署名された。ロシアは, エネルギー供給国たる同国の扱いに不満を表明して途中退席, 反発を強めた。7 月には, ブリュッセルにおいて欧州委員会, 国際金融機関 (EBRD, EIB, IMF 及び世界銀行) 及びウクライナ政府は, ウクライナのガス部門に関する改革とそれに伴う 17 億ドル相当の金融支援に関し合意した。しかし, 右支援はウクライナによる欧州基準に則ったガス部門の改革が条件となっている。2010 年 9 月 24 日, ウクライナはエネルギー共同体創設合意に署名, 2010 年 12 月 15 日の最高会議における批准を経て, 2011 年 2 月 1 日に正式にエネルギー共同体に加盟した。また, 最高会議は, ナフトガス社を生産, 輸送及び販売の 3 部門に分割し, ガス市場の自由化を規定する「天然ガス市場の機能の方針に関する」法律を採択しており, 2011 年 9 月, ヤヌコーヴィチ大統領は, 国内のガス関連法制の EU 基準に基づく改正及びナフトガス社の再編計画の作成を閣僚会議に命じている。

ウクライナは、上述のウクライナのガス分野における欧州基準導入の改革と平行して、ロシアと ガス価格交渉を継続している。その背景には2010年4月に署名された「ハリコフ合意」による割引 を考慮しても露天然ガス価格が高止まりしているため、ウクライナは2009年1月のガス供給契約の 見直し、又は右契約の価格算出公式の変更を求めている。

4 IMF との関係

巨額の対外債務を負っているウクライナにとって、自国経済の再建のためには国際金融機関との協力が重要である。政府は IMF の提示する諸条件を尊重した経済政策運営を行っている。

IMF は 1998 年 9 月, ウクライナに対し, 約 25 億 ドル (19 億 2000 万 SDR) の EFF プログラム実施を決定したが, IMF は, ウクライナが 2002 年度予算の執行状況, VAT 債務問題の解決, 燃料エネルギー分野の改革, 州毎の電力配電会社 (オブルエネルゴ) の民営化の完遂等, IMF の提示している諸条件を満足していないとして, 2002 年 9 月, 1998 年に合意された EFF の約 38% (約 9 億 6600 万ドル) が実現されないまま終了した。2004 年 3 月, IMF は安定したウクライナ経済を評価し, 新た

に約6億ドル(4億1160万 SDR) の Stand-By Arrangement を承認(1年間有効) したが、ウクライナ政府は同プログラムによる融資を利用しなかった。

2008 年 10 月, 国際的金融危機のウクライナへの波及, 国際収支の急激な悪化等を背景に, IMF は約 164 億ドル (110 億 SDR) のスタンド・バイ・ローン (期間 2 年) を決定。特に, 中央銀行の為替政策を含む金融部門の早急な立て直しが課題とされた。2009 年 11 月までに, 計 3 回のトランシェが実行され, 合計約 106 億ドルがディスバースされたが, 2010 年の大統領選挙に起因する政治的混乱により, 第 4 トランシェ以降はディスバースされなかった。ヤヌコーヴィチ大統領の選出に伴い, 2010 年 7 月に新たに約 151 億ドルのスタンド・バイ合意が締結され, 2011 年 3 月迄に計 2 回のトランシェが実施された。現在, 第 3 トランシェの実施が待たれているが, IMF は主として家庭用ガス価格の引き上げ等, IMF の求める諸条件が満たされないことを理由に第 3 トランシェを見合わせている。同時に 2012 年以降, 多くの債務を返済する時期に来ており, IMF の融資を受けられるか否かは深刻な問題となっている。

5 対外債務問題

ウクライナ財務省の発表によると、2001 年 1 月 1 日時点のウクライナの対外債務総額は 103 億ドルであった。同年 7 月パリクラブ債権国との間で 5 億 8000 万ドル相当の債務を 12 年間繰延(内 3 年据置)することで合意し、11 月右合意文書が正式に発効した。日本との間では、2002 年 10 月、総額約 2 億ドルに及ぶ旧輸銀融資の一部(66 億円)の債務繰り延べ合意が成立した。

またロシアとの間で最大の懸案であった対露ガス債務問題につき、2001 年 10 月にロシアと、14 億ドル相当の対露ガス債務のリスケに合意した(合意内容: 12 年間繰延(内3 年据置),金利はLIBOR +1%,ガス債務を商業債務とするが政府保証は与える。ウクライナ領域を経由するロシアのガスの輸送に関し、ロシアはガスの供給か現金払いによって輸送料金をウクライナに支払う)。更に2004年8月にはガス債務支払い方法についても最終的に合意が達成された。2008年の金融危機後のフリヴニャ下落に伴い、大部分が外貨建てであった。2008年の金融危機後のフリヴニャ下落に伴い、大部分が外貨建てであった民間債務が深刻な懸念材料となっている。

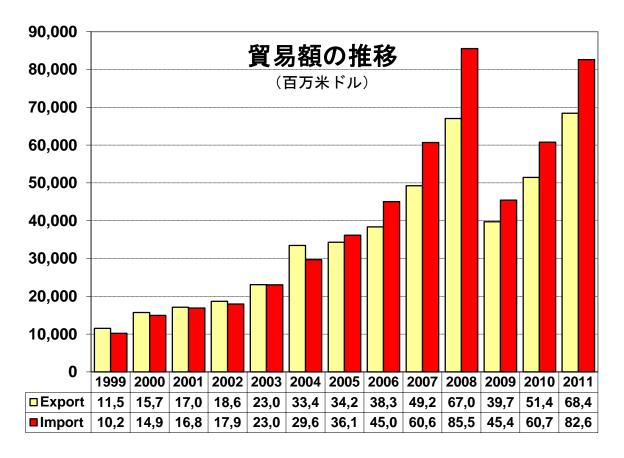
6 非公式経済(闇経済)

EBRD 等国際機関の推計によると、ウクライナ経済のほぼ半分は政府が実態を把握していないために公式所得統計に表れない非公式経済と見られており、同比率はロシアや他の中東欧諸国と比べ最も高い。ウクライナの非公式経済の原因として、①キャッシュ決済の経済、②銀行制度に対する信用の欠如、③税金逃れの頻発等が挙げられている。なお、前述③に関しては、2008 年に入って税制面での改革が功を奏して徴税率が50%程度上昇している。

7 貿易と投資の動向

(1) 貿易額の推移

貿易総額は1996年を境に1998年まで減少傾向にあり、何れの年も慢性的な貿易赤字を記録していたが、1999年、輸出が115億ドル(対前年比15.4%減)、輸入が102億ドル(対前年比37.3%減)と1.31億ドルの黒字を記録した。2000年以降はグリブナ安、ロシア経済の復興、鉄鋼業及び軽工業分野の復興等を背景として継続的に貿易黒字を記録するようになり、輸出がウクライナ経済復興に大きな役割を果たして来た。他方、所得水準の上昇や外資流入とともに消費財等の輸入額が増大、2005年以降は再び貿易赤字となり、その傾向は年々拡大、2008年の貿易赤字は185億ドルに達した。2009年の貿易赤字は、金融危機による信用収縮やフリヴニャ下落の影響により57億3300万ドルまで収縮、貿易額についても2009年は輸出入共に大幅に落ち込んだ、2010年から貿易額は回復しているが、再び貿易赤字額が膨らんでおり、さらに2011年は輸出・輸入ともに大きな伸びを示しているが、輸入の伸びが大きいため、引き続き貿易赤字となっている。



(2) 貿易構造の特徴

品目構成を見ると、天然ガス、石油を輸入し、鉄鋼製品、鉱物製品、機械、化学製品、農産物等を輸出する構図。特に天然ガスについては、ウクライナは世界でも有数の大輸入国であり、主にロシアから輸入している。

ア 主要輸出品目(2011年:国家統計局発表)

・鉄鋼・鉄製品 (全体の 32.3%)

鉱物・鉱物燃料 (15.0%)機械・設備 (9.9%)植物製品 (8.1%)

イ 主要輸入品目(2011年:国家統計局発表)

・鉱物・鉱物燃料 (全体の 36.5%)

機械・機器 (7.7%)化学製品 (7.6%)自動車・車輌 (4.6%)

(3) 主な貿易相手国(2011年: 国家統計局発表)

ア 輸出: ①ロシア (29.0%) ②トルコ (5.5%) ③伊 (4.4%) ④ポーランド(4.1%)

イ 輸入: ①ロシア(35.3%)②独(8.3%)③中国(7.6%)④ベラルーシ(5.1%)

(4) 主な通商動向

ウクライナは、2008年5月16日に152番目の加盟国としてWTOに正式加盟した。

(5) 直接投資の動向

ウクライナへの外国からの直接投資は増加傾向にあり、経済危機による投資引き揚げ等で鈍化したものの、2012年3月31日における直接投資残高は507億9350万ドルとなった(92年からの累積ベース)。主要投資国は次のとおり(括弧内は投資全体に対する比率)。

キプロス
ドイツ
オランダ
ロシア
オーストリア
英国
136 億 6190 万ドル (26.9%)
74 億 6800 万ドル (14.7%)
49 億 0660 万ドル (9.7%)
36 億 6100 万ドル (7.2%)
オーストリア
34 億 4660 万ドル (6.3%)
23 億 4500 万ドル (4.6%)
フランス
22 億 7650 万ドル (4.5%)

1999 年以降ロシアからの投資が増え、特に、キプロスや英ヴァージン諸島等に資本逃避していたロシア及びウクライナの資本が流入した。なお、ドイツからの投資のうち約48億ドルは、いわゆる再民営化(後述)を通じたクリヴォリシュターリ製鉄所の売却(ミタル氏のグループがドイツ法人を経由して購入)によるものである。また、オーストリアについてはライファイゼン銀行によるアヴァル銀行の買収などが主なものである。

8 主要産業とその課題

(1) 農業

ウクライナでは、広大で肥沃な黒土地帯(チェルノーゼム)で小麦、テンサイ、ひまわり等が 栽培され,かつては「欧州の穀倉地帯」と言われていた。ソ連崩壊後,生産技術の近代化と構造 改革の遅滞、農業の荒廃による地質の悪化等の問題が指摘されているものの、小麦、砂糖、ひま わり油等の農産物は現在も重要な輸出品で、その多くはロシアをはじめとする旧ソ連諸国や欧州 各国に輸出されている。 2002 年には初めて飼料用穀物が日本に輸出された。 ウクライナ農業の復 興には各種農業改革が必要となるが、その一環として 2001 年 10 月、2005 年以降ウクライナ人同 士の農地の売買を可能とする「新土地法」が成立した。しかし、巨大資本等による大規模土地買 収なども危惧され、農業用地に関する同法の施行は現在まで据え置きとなっていたが、現在、最 高会議において,土地売買を可能とする法案が審議されている。更には 2007 年には 「2015 年ま でのウクライナの農業地域開発プログラム」が採択されている。なお、農産物高騰の流れを受け、 西側資本や中東政府系ファンドなどによるウクライナにおける農業投資の動きも観察され、農地 取引やバイオエネルギー、国際的食糧供給基点としての視点からもウクライナ農業のウクライナ 経済に占める重要性は拡大してきている。2008年からの金融危機の中、農作物は豊作となり、2009 年においても農業部門ではGDPはプラス成長となっている。一方で,農地改革,生産性向上を含 む農業リストラ、流通、貯蔵等のインフラ整備等が依然として課題である。2010 年 10 月、政府 は、天候不順による穀物収穫量の落ち込み等を理由に、同年12月末を期限とした穀物輸出割当規 制を導入した。同年 12 月,期限を 2011 年 3 月末に,2011 月 3 月には更に同年 6 月末まで延長し た。同年6月末をもって輸出割当規制は解除されたが、政府は、同年12月末を期限として、小麦、 大麦及びトウモロコシを対象とした輸出関税賦課制度を導入した。

(2)重工業

鉄工業をはじめ重化学工業も盛んであり輸出の3割以上は鉄鋼(2010年の粗鋼生産量は世界第8位)で占められる。東部のドンバスは「鉄鉱の街」であり、帝政ロシアの頃より、同地域にはドネツ炭田とクリヴィー・リグの鉄鉱石を活用して鉄工業が興り、ドニエプル河の中流域に突出した一大重工業地帯が形成された。露天掘りのクリヴィー・リグ鉱山は世界最大の鉄鉱山として名高い。

旧ソ連時代には工業化が一層進み、高い技術力を備えた軍需産業コンビナートに発展した。首都キエフにあるパトン電気溶接研究所の溶接技術は今も世界で屈指の水準を誇っているほか、黒海沿岸では造船業が盛んであり、旧ソ連時代には空母ミンスクをはじめ多くの空母や潜水艦がここで建造された。

また、航空・宇宙分野でも高い技術を有しており、世界最大の輸送機アントノフ社の「ムリー

ヤ」、日本の衛星の打ち上げ実績もある商業ロケットの「ドニエプルロケット」を製造している。 (3) 外資による民営化

ウクライナ政府は、電力、通信、農業インフラをはじめ大企業の民営化に外資の参加を認めるという思い切った計画を打ち出し、2001年には「オブルエネルゴ」(州毎の配電会社)6社、ミコラエフのアルミニウム工場等が民営化された。しかし、2005年2月の第一次ティモシェンコ政権発足後に、クリヴォリジュスターリ製鉄所等、不公正な手続きを経て行われたとされる民営化企業に対する見直しが行われてきた。近年は、ウクルテレコムをはじめとする大規模企業が民営化対象とされているが、民営化プロセスは停滞している。

V. 外交

ウクライナは 180 か国と外交関係を樹立しており、世界に 83 大使館、9 国際機関代表部を有している。また、ウクライナには 72 の各国大使館(実館)が開設されている(2013 年 1 月現在)。

1 外交の基本方針

ウクライナの外交は、欧米諸国、ロシアを中心に東西にバランスの取れた外交を行うことを基本 方針としつつ、最終的な目標を欧州統合に置いている。併せて、欧州における国際機構(EU)への 将来的な加盟を目指している。「非同盟」政策を掲げるヤヌコーヴィチ大統領は、前大統領時代に 冷却化していたロシアとの関係を改善し、欧米とも良好な関係を保ちながら、実利を追求する全方 位外交を展開している。

2 対ロシア関係

ロシアとウクライナは歴史的・文化的に極めて密接な繋がりを有し、ウクライナ国内に約 1,000 万人のロシア系住民が、またロシア国内にも約 400 万人のウクライナ系住民が居住するなど、文字通り最大の隣国である。同時に最大の貿易相手国でもあり、対ロ外交はウクライナ外交の優先分野の一つである。1999 年 3 月には、両国間で最大の懸案であった包括的な友好協力条約 (1997 年 5 月署名) がロシア上院において批准され、ウクライナの領土保全、両国の国境不可侵が確認された。また、ロシア側が同条約の発効の条件としていた黒海艦隊分割に関する 3 協定も、1999 年 3 月にウクライナ最高会議によって批准され、独立以来の両国の懸案が解決された。なお、2008 年のウクライナ・ロシア間貿易高は 400 億ドルに上っており、経済危機後の 2009 年に両国間貿易高は減少したものの、最大の貿易相手国としてのロシアの経済動向はウクライナ経済に大きな影響を与えている他、ウクライナは特にエネルギー供給の大部分をロシアに依存している。

エリツィン露大統領の時代にはロシアとの関係は安定しており、プーチン露大統領の就任後も、クチマ大統領との首脳会談が頻繁に実施されるなど緊密なウクライナ・ロシア関係が維持された。2003年には、1月に陸上部分の国境を画定する国境条約の署名、また9月には(両国間の意図に隔たりはあるものの)四ヶ国統一経済圏創設協定への署名もなされた。9月下旬にはロシアがケルチ海峡での堤防建設を開始し(トゥズラ島問題)、両国は一端緊張状態におかれたが、これをきっかけにアゾフ海・ケルチ海峡水域の国境画定問題について一連の協議が持たれ、12月下旬にはアゾフ海及びケルチ海峡の共同利用に関する協力協定が署名された。なお、アゾフ海・ケルチ海峡を含む海上部分の国境画定及び海域利用については、現在も二国間交渉が継続中である。

2005年1月, EU 統合を強く押し進めるユーシチェンコ新大統領が就任すると,対ロシア関係の舵取りは困難かつ不安定となった。2005年末より生じた天然ガス問題(IV経済3.参照)を巡る両国の対立は欧米諸国を巻き込むまでに発展した上,沿ドニエストル地域に係る問題やウクライナのNATO 加盟問題,ウクライナの主導による GUAM の機構化(2006年5月)等を背景に両国の対立は深まり,「ウクライナの独立後,かつてないほどの両国関係の悪化」(チェルノムイルジン駐ウクライナ・ロシア大使)までに至った。

2006 年 8 月にヤヌコーヴィチ内閣が発足すると、対露関係の改善と天然ガス交渉を最優先課題とする同首相は露への大幅な配慮を示し、両国関係は一時的に改善に転じた。 他方で、2007 年にはユーシチェンコ大統領が推し進めているウクライナによる歴史認識の問題(ウクライナ大飢饉(ホロドモール)、ウクライナ蜂起軍(UPA))等を巡って、再び両国が対立する場面がみられた。更に、同年 12 月にティモシェンコ内閣発足を経て、2008 年 1 月、大統領、首相、議会議長による NATO に対する「三者の書簡」によりウクライナの NATO 加盟行動計画(MAP)への参加希望を表明すると、ロシア側より、ウクライナの NATO 加盟はロシアの安全保障上の脅威となるとして強い警戒感が示された。結局、右 MAP 参加は現時点まで実現していない。また同年夏のグルジア紛争に際しての対応を巡っても、ウクライナ・ロシア間の亀裂は更に深まった。2009 年初頭には、両国の間で新たなガス紛争が勃発している(IV経済 3、参照)。さらに、2009 年 7 月には両国間で外交官の国外退去が相互に発表され、両国関係は一挙に緊張した。8 月 11 日、メドヴェージェフ露大統領はユーシチェンコ大統領宛に公開書簡を発出し、ウクライナの指導者が一連の反露的政策(グルジアへの武器供与、外交官追放、ガス問題、歴史問題、NATO 加盟)をとっているとして批判するとともに、駐ウクライナ露大使の着任を延期する旨伝達した。ウクライナ露関係の悪化は、この 2009 年 8 月をピークとし、以来、両国大統領間の政治対話は中断されていた。

2009 年秋以降、ロシアからウクライナへのガス供給契約及びナフトガス・ウクライナの露ガスプロムへの代金支払い問題を巡り、両国が激しく対立した。これに対し欧州はガス紛争再燃による欧州へのガス供給停止を懸念しつつも、ガス供給は二国間の問題であるとして一定の距離を置き、欧州独自のエネルギー安全保障を模索する動きを見せた。

ポロシェンコ外相(10月9日~)は就任直後にロシアを訪問し、マスコミを経由しない外務省経由での両国の対話を復活させた。ティモシェンコ首相とプーチン露首相の関係も良好であり、両者は頻繁に電話会談を行い、11月19日にはヤルタで首相会談を行った。

2010年2月に就任したヤヌコーヴィチ大統領は、就任直後にモスクワを訪問、メドヴェージェフ露大統領及びプーチン露首相と会談を行い、二国間関係の「リセット」を表明した。2010年4月27日には、これまでの懸案であった露黒海艦隊駐留の2042年までの延長及びガス価格の割引に関するパッケージ合意が署名され、ユーシチェンコ前大統領時代に悪化した二国間関係は急速に改善した。ヤヌコーヴィチ大統領の就任後1年で、両国首脳は10回を超える会談を実施ししている。

2011 年に入ってからのウクライナ・ロシア関係の最大の懸案は、原油価格と連動して大きく値上がりしたガス価格であり、ウクライナはガス価格値下げを求め、ロシア側と粘り強く交渉を進めている。また、ロシアは、ウクライナ・EU間の連合協定交渉の進展に伴い、ロシア、カザフスタン及びベラルーシからなる関税同盟への参加をウクライナ側に求めているものの、2013 年 5 月、オブザーバー参加を申請し、「ユーラシア経済委員会とウクライナの相互協力の深化に関する覚書」に署名。

3 対 CIS 諸国関係

(1) CIS

ウクライナは1991年のソ連邦崩壊とCIS設立に際して重要な役割を演じたが、CISの正規加盟国ではなくCIS憲章にも署名していない。ウクライナはCISが超国家的機構となることには反対するとの観点からCIS軍事同盟やCIS関税同盟には参加しておらず、各加盟国との間で二国間ベースでの経済・軍事協力を行っている。また、CIS共同防空システム設置、CIS経済裁判所への財政支出等、CIS統合の方向につながる動きには加わらない方針を示している。

ウクライナは、ロシアへのエネルギー依存度を軽減することを目的に、コーカサス及び中央アジアからの天然ガス供給ルート確保の可能性を探っており、アゼルバイジャン、トルクメニスタン、カザフスタン等の国々との協力関係の緊密化を図っている。

2003 年 9 月にヤルタで行われた CIS 首脳会合の際、ロシア、ウクライナ、ベラル―シ、カザフス

タンは、統一経済圏創設協定に署名した。但し、ウクライナ国内には、同経済圏が国家主権を制限し EU 加盟を困難にする等の理由から強い反発があったため、ウクライナは署名に際し「ウクライナの憲法に矛盾しない限り同協定を履行する」旨の留保を付し、同経済圏が自由貿易経済圏創設に留まる限り協力するとの立場を示したが、その後大きな進展は見られていない。なお、2010 年 4 月、欧州評議会議員会議(PACE)で演説したヤヌコーヴィチ大統領は、WTO に加盟するウクライナが、ロシア、ベラルーシ及びカザフスタンによる関税同盟に加入することはないと明言している。

実利に基づく全方位外交を志向するヤヌコーヴィチ大統領は、CIS の枠組みにおける協力強化に 積極的であり、ウクライナのCIS内における役割強化にも積極的な発言を繰り返している。2012年 7月、ウクライナ最高会議は、2011年10月にサンクトペテルブルクで調印されたCIS自由貿易圏条 約を批准し、2012年9月20日付で同条約は発効した。

(2) GUAM

ウクライナは、ユーシチェンコ大統領政権発足後、GUAM を民主主義強化のための地域グループとして位置づけ、その枠内での協力強化と東欧諸国への拡大を図っている。特に、2005 年 4 月に行われた GUAM サミットでは沿ドニエストル問題解決のためのウクライナ案を提案し、地域紛争の解決など国際問題にも積極的に関与していこうとする姿勢を示した。なお 2006 年 5 月、ウクライナ議長国のもとで開催された GUAM サミットでは、GUAM の地位がこれまでの「地域グループ」から「国際機関」へと改組され、自由貿易圏が創設された。

GUAMは、エネルギー分野を含む経済協力、旧ソ連の地域紛争解決、組織的犯罪及びテロ対策などでの協力を通じて地域の安定に貢献することを目指している。最近は加盟国であるモルドバの沿ドニエストル問題やグルジアの南オセチア・アブハジアの問題、アゼルバイジャンのナゴルノ・カラバフ問題に関し、国際場裡で GUAM 加盟国の共通の立場を発信することに力を入れており、06 年の国連総会では GUAM の提案により「旧ソ連の凍結された紛争問題」が議題として承認され、国連において初めて右問題が協議されることとなった。加盟国以外の国・機関との関係では、米国、ポーランド、EU 等との協力が進められており(「GUAM+」)、日本との間でも、2007 年 6 月のバクーでのGUAM 首脳会合において初の「GUAM+日本」会合が開催された。「GUAM+日本」会合は、現在まで 4回に亘って開催されており、また、観光振興、防災等の分野で「GUAM+日本」の枠組みによる協力が行われている。

GUAM の中心的存在であるウクライナでは、2006 年8月に対露関係の修復を目指すヤヌコーヴィチ内閣の発足以降 GUAM に対する関心の低下がみられ、GUAM 規約の批准が行われていなかったが、2007年12月にティモシェンコ内閣が成立し、2008年3月に漸く同規約が批准された。2010年4月、ヤヌコーヴィチ大統領は、「ウクライナが GUAM に参加を継続する唯一の条件は、GUAM から実利が得られること」と述べ、GUAM に対するウクライナの姿勢を表明した。

4 対米関係

ウクライナは、政治、経済の両面で米国との関係を「戦略的パートナー」として重視し、二国間政治対話、軍事、経済面での二国間協力に積極的に取り組んでいる。また、米国は、安全保障上の観点からもウクライナを重視し、大規模な支援・投資を行っている。なお、米には100万人以上のウクライナ移民がいる。

2002年、レーダー・システム「コルチューガ」のイラクへの売却疑惑が発覚すると、米側は一部支援を凍結させるなど態度を硬化させたが、2003年にウクライナがクウェートに支援部隊を派遣したことでウクライナ・米国関係は大きく改善した。

2000 年後半に起こったゴンガゼ記者殺害事件以降、米側は特に人権や言論の自由といった「民主主義の価値」の遵守をウクライナ側に強く働きかけはじめ、2004 年秋のウクライナ大統領選挙においても、政府に対して公正且つ民主的な選挙の実施を繰り返し求めた。その結果、12 月 26 日のやり直し決選投票ではそれが満たされたとして高く評価している。

欧州的価値の共有を掲げるユーシチェンコ大統領の大統領就任を経て、ウクライナと米国の関係は強化され、2005 年 4 月に行われた同大統領の訪米では、ブッシュ大統領との共同声明において、ウクライナと関係の深いキューバ及びベラルーシにおける人権問題に言及するなど、従来になかった対応を示した。その後も米国は一貫してウクライナを支援し続け、2008 年 12 月のオグリスコ外相訪米時には、今後の両国関係強化を基礎づける「戦略的パートナーシップ憲章」が署名された。

ヤヌコーヴィチ大統領は、就任直後の4月12日に核セキュリティ・サミット出席のため訪米し、高濃縮ウランの全面放棄を宣言した。オバマ米大統領は、この核軍縮に対するウクライナのリーダーシップを「歴史的な措置」と高く評価し、技術的・財政的支援が実施されている。2010年7月にはクリントン米国務長官がウクライナを訪問、非核化を中心に、「戦略的パートナーシップ憲章」を基本とした二国間関係の強化が確認された。2012年3月にウクライナは高濃縮ウランの国外移送完了を宣言、同月、核セキュリティ・サミットではオバマ米大統領も「重要な前進」であると高く評価した。2011年以降のティモシェンコ前首相と元閣僚等に対する裁判に関しては、米国はEUと同様、政治的動機に基づいたものとして批判し、法の支配と裁判の独立性を要求している。

5 対欧州関係(NATO 関連は「VI. 国防」の項を参照。)

ウクライナは、「欧州統合」を優先事項に掲げ、対ヨーロッパ関係の拡大・深化に努めており、2002年5月に発表された大統領教書「欧州の選択」では、まずEU 準加盟の地位を獲得し、その後2011年までにEU に加盟することを具体的目標とした。1994年6月には「EU とのパートナーシップ協力協定」が調印された(1998年3月1日発効)。また1999年12月にはヘルシンキのEU サミットにおいて「EU 対ウクライナ共通戦略」が採択され、ウクライナの欧州統合政策が改めて両者によって確認された。

2003 年 3 月、欧州委員会は「より広い欧州一近隣諸国」を発表し、今後 10 年間の拡大 EU とその近隣諸国との関係強化の枠組みを示した。これを受けて 2005 年 2 月、欧州委員会は 3 年間のウクライナ・EU 行動計画を承認し、ウクライナは現在、右行動計画に沿って国内改革努力を続けている。 2007 年 3 月からは、現在のパートナーシップ協力協定に代わるものとして、自由貿易圏創設を主な内容とする新たな「強化された協定」の締結交渉が開始され、2008 年 9 月、ウクライナを「欧州国家」(European country) と見なすと共に、同協定の名称を「連合協定」とすることが合意された。 また 2008 年 1 月には、前年 6 月に署名された EU との査証簡素化協定及び再入国協定が発効した。

ウクライナは政治面で自らを欧州の一員とみなしており、EU と共同歩調を取ろうとする傾向が強まっている。他方、EU 側は慎重な姿勢を崩しておらず、ウクライナの加盟について EU 側より明確なコミットは得られていない。

なお,2009 年 5 月には,ウクライナは,グルジア,アゼルバイジャン,アルメニア,モルドバ,ベラルーシと共に,EU「東方パートナーシップ・イニシアティブ」の対象国となった。同イニシアティヴは連合協定,自由貿易圏,査証自由化,エネルギー安全保障等に向けた協力を目的とするもので,比較的欧州化の度合いが進んでいるウクライナにとってはあまり目新しい内容ではないが,同国はし,同パートナーシップのリーダー的役割を果たしている。

2009 年 12 月, キエフで第 13 回ウクライナ・EU サミットが開催されたものの, 署名準備を進めていた連合協定の交渉が完了せず, 第 3 回中間報告書の採択に留まった。

2010年2月,欧州議会はウクライナに関する宣言を採択し、ウクライナが他の欧州諸国と同様に EU 加盟を申請可能であると規定し、さらに無査証渡航へ向けたロードマップ策定(欧州委員会は 2011年の締結を目処としている)にも言及している。

2010年3月、ヤヌコーヴィチ大統領は就任後の最初の外遊先にブリュッセルを選択し、ウクライナ外交にとって欧州統合が優先課題であることを改めて表明した。2010年11月、ブリュッセルにて開催された第14回ウクライナ・EUサミットにおいて、ウクライナはEU査証廃止にかかる行動計画を受領し、またウクライナ・EU間の深化した包括的FTA創設を含む連合協定交渉も大きく進展し

た。ウクライナは、上述のとおり、FTA 創設合意、連合協定及び EU 査証廃止の3つの目標を掲げており、2011 年9月の東方パートナーシップ首脳会合においては、深化した包括的 FTA 創設交渉は、2011 年中の終了が可能と確認された。

その一方で、ウクライナ国内におけるティモシェンコ前首相及び元閣僚等に対する裁判が進行していることにつき、EU は、ウクライナによる民主主義基準の遵守に一定の疑念が生じている旨懸念を表明しており、EU 加盟を長期目標に掲げるウクライナにとっては、欧州接近の国内改革の実施と民主主義、人権尊重、法の支配といった欧州的価値観の遵守の両立が課題となっている。2011 年 12 月 19 日のキエフにおける第 15 回ウクライナ・EU サミットで採択された共同声明の中でも、EU はウクライナの一層の民主化・司法改革等を要求している。2012 年 1 月 26 日の PACE 会議でも、ウクライナにおける司法の独立性に懸念が表明された。同 3 月 30 日、ブリュッセルにおいてウクライナ・EU 連合協定の仮署名が行われたが、正式署名について EU は 10 月の最高会議選挙の実施状況をみて判断するとしている。なお、EU は署名の前提として、野党指導者に対する恣意的裁判の解消、司法等の改革、選挙法改正等を要求しており、2014 年に EU 議会選挙等、2015 年にウクライナ大統領選挙があることから、署名の可否を決定するデッドラインは 2013 年 11 月の東方パートナーシップサミットまでとしている。

6 対中·東欧関係

ウクライナは中・東欧諸国との関係強化にも積極的である。EU 拡大により新たに EU 加盟国となった中・東欧諸国の中でも、ポーランドはとりわけウクライナに対して協力的態度を示しており、特に EU「東方パートナーシップ」は、ポーランドがスウェーデンと共に主導して開始されたものである。2011 年後半は、ポーランドが EU 議長国として東方パートナーシップ首脳会合を開催し、ウクライナも 2011 年内の EU との FTA 交渉終了を目指していたことから、ウクライナ・ポーランド関係は、ウクライナの欧州統合を軸に大きく強化させることとなった。

対ルーマニア関係では、2004 年 8 月のウクライナによる「ドナウ・黒海」運河開通によって若干緊張が高まった。本件はドナウ・デルタの環境問題と黒海輸送の権益が絡む問題であるが、本件が契機となって、それまで両国間で交渉中であった黒海大陸棚・排他的経済水域の境界画定問題がルーマニアによって国際司法裁判所に提訴され、2009 年 2 月、判決が発出された。

なお、同年3月初頭には、駐ルーマニア・ウクライナ大使館の武官等が不正に情報を入手した疑いにより、ルーマニア政府からペルソナ・ノングラータを通告されるという事件が起きた。ウクライナ側も対抗措置として、駐ウクライナ・ルーマニア大使館武官等にペルソナ・ノングラータを通告した。

ヤヌコーヴィチ大統領の就任後も、ウクライナ・ルーマニア関係は、ドナウ川水域の利用やルーマニアによるウクライナ国民に対するルーマニア旅券発行等といった二国間問題につき協議が定期的に行われている。

対アジア関係

ウクライナの対アジア関係は対欧米諸国・対ロシアに比較するとそれほど活発ではないが、科学技術協力・兵器を含めたウクライナ産品の輸出市場、エネルギー安全保障の観点から、通商・軍事協力等を中心に対中東・アジア諸国との外交が強化されつつある。中国、韓国ともハイレベルの交流が行われている。

2009年10月、ポロシェンコ外相は第9回在外公館長会議で、金融危機対策として中国、インド、アラブ世界、北アフリカとの関係を強化するべきとして、「東方空間」の国々との関係強化の方針を打ち出した。2011年6月、胡錦濤中国国家主席がウクライナを訪問してヤヌコーヴィイチ大統領と会談し、ウクライナ中国間戦略的パートナーシップの確立及び発展に関する共同声明に署名した。上記地域以外にもアラブ首長国連邦(航空機製造分野)及びリビア(安全保障、農業、石油採掘分野)との関係強化の動きが見られる。ヤヌコーヴィチ大統領は、2010年9月の訪中、2011年1月の

訪日,2011年3月のベトナム,シンガポール及びブルネイ訪問,2012年3月の訪韓を行い、貿易経済分野及び投資分野の活性化を目指した積極的な東方外交を行っている。

VI. 国防

1 基本方針

ウクライナは主権宣言(1990 年 7 月 16 日最高会議採択)で「将来において軍事ブロックに属さない中立国となり、核兵器を使用せず、生産せず、保有しないという非核三原則を堅持する国家」となることを明らかにすると共にその軍事ドクトリン(1993 年 10 月 19 日発効、2004 年 6 月及び2012 年 6 月改訂)において、ウクライナ軍の主たる任務を国家防衛と規定し、また、2012 年の改訂では、国際協力活動等への積極的参加、軍人の社会的地位の向上、防衛産業の育成などを掲げている。

なお、ユーシチェンコ政権はNATOへの早期加盟意思を示していたが、ヤヌコーヴィチ政権はNATOに加盟しない方針を明確にしている。

他方、露を含む CIS 諸国との関係において、ウクライナは個別に二国間軍事協力協定を締結しているが、CIS 集団安全保障条約には加盟していない。

2 国防組織・国防力

ウクライナ憲法は、大統領が軍の最高司令官として国家安全保障政策を立案する「国家安全保障 国防会議」を主宰するとされており、また国外への部隊派遣及び外国軍隊のウクライナ領土内への 駐留には最高会議の承認が必要であると規定している。

なお、ウクライナ軍は、地上軍、空軍、海軍、高機動空挺部隊等からなり、2012 年末の総定員は 18.4 万人である。

3 軍改革

旧ソ連邦の軍事上の前線と位置づけられ攻撃的な性格の強い部隊が配備されていたウクライナは、 ソ連崩壊に伴い膨大な軍事施設と兵力、組織及び装備品等をそのまま受け継ぐこととなった。

しかし、国家防衛を主任務とするウクライナ軍にとって旧ソ連型の攻撃的で大規模な兵力を擁する軍事組織、装備品等は不要となり、国防に特化した国力に応じた軍隊作りに努力してきた。特に2000年2月に策定された「軍事力整備計画」では、ウクライナ軍のNATO標準化とコンパクトで機動性に富んだ部隊編成を目指すとしており、国防省は同計画に基づき機構改革、部隊改編、兵力の削減、老朽化した装備品の用途廃止等の軍改革を推進してきた。その結果、旧ソ連型の軍から防衛を主任務とする軍事組織への移行が完了した1996年時点で合計約70万人いた軍人及び文官は2007年末には約20万人にまで削減された。2012年末時点で18.4万人であり、将来的には10万人まで削減する計画である。

また,2002~2003年にかけてNATOの協力を得て国防計画の見直しが行われ,2004年6月には今後の軍改革の方向性と最終的な目標を明示した「戦略国防報告」が公表された。2005年には、「2006-2011年の間のウクライナ軍発展国家プログラム」が,2013年には「2017年までのウクライナ軍改革・発展段階」が策定され、完全職業軍人化の他、指揮統制システム、装備、教育訓練等の分野における軍改革が段階的に推進されている。

なお、完全職業軍人化については、2013年秋をもって徴兵制を廃止する予定である。

4 核兵器の撤去

旧ソ連時代,ウクライナ領土には多数の核兵器が存在したが,戦術核は1992年5月までにすべてロシアに撤収され、また、戦略核に関しては、1996年6月1日、クチマ大統領がウクライナ領土からの核弾頭完全撤去を発表。1994年1月の米・ロシア・ウクライナの3国間共同宣言に基づく義務

を完了した。また、1994 年 12 月の NPT 加盟(START -1 も同時に発効)に伴いウクライナは米国の財政・技術支援を受けて、ICBM(SS -19 及び SS -24)のサイロを廃棄、さらに、ミサイル本体の解体も完了し、START -1 に定める規定の履行を完了した。

しかし、ミサイルの解体に伴って生じた約5000tの有毒な固体燃料は、米国の支援を受けて無毒化及び民生転用処理の実施が計画されていたが、2003年6月、米国の財政上の理由から本プロジェクトが見直し対象となり、本事業内容の変更等に関し米国との間で協議が行われてきたところ、2007年11月1日に合意に達し、2007年以降の2011年にかけての処理活動実施及び5~7%の米国からの財政支援等が決定された。

2010 年 4 月、核セキュリティ・サミットにおいて、ヤヌコーヴィチ大統領とオバマ米大統領は、ウクライナが高濃縮ウランを 2 年間で放棄し、米国がそれに対し必要な技術・財政援助を行うと謳うウクライナ・米共同宣言を発表、同年 12 月には、大部分の高濃縮ウランがロシアに移送された。

5 黒海艦隊問題

黒海艦隊問題は、ウクライナ・ロシア間の重要な懸案であったが、1997 年 5 月にチェルノムイルジン露首相がウクライナを訪問した際に「露黒海艦隊の地位及び駐留条件に関する協定」及び「黒海艦隊分割協定」が締結された。これら協定は 1999 年 3 月にウクライナ議会で、6 月にはロシア議会でそれぞれ批准されたことで、2017 年までの露黒海艦隊のウクライナ駐留と艦隊の分割に関して原則的に解決を見ることとなった。ただし、分割の細部の取り決め等の技術的な問題等に関しては、合同作業部会において協議を続けることとなった。

2006年1月のロシアからの輸入天然ガス価格の値上げ問題及びウクライナ港湾当局職員によるヤルタ灯台へのロシア軍人入場拒否事案に関連し、露黒海艦隊の貸借対象施設の明確化及び基地賃貸料の増額に関する議論が活発化した。

2006 年 10 月のプーチン露大統領による発言の他,2007 年 5 月以降のロシア側高官による発言から,ロシア側は露黒海艦隊の駐留期限延長を希望する意思表示を行ってきたが,ユーシチェンコ大統領,外務,国防大臣等ウクライナ側指導者は、憲法規定を理由として不可能である旨述べてきた。

2008 年 8 月のグルジアーロシア間の軍事衝突に際して、露黒海艦隊が参加したことから、ユーシチェンコ大統領は露黒海艦隊によるウクライナ領内での移動及びウクライナ国境を越境する際の規則を厳格化する 2 つの大統領令を発出。これにより露黒海艦隊は、ウクライナ水域進入の 72 時間前に許可申請が必要となった。

2010 年 4 月, ヤヌコーヴィチ大統領及びメドヴェージェフ露大統領の間でガス問題及び露黒海艦隊問題に関しパッケージ合意文書に署名。本合意により, 2019 年までのガス価格割引の代償として, 露黒海艦隊の駐留期限が 2042 年まで 25 年間延長された。両国とも本協定から脱退しなければ, 2042年以降も更に 5 年の延長が可能となる。

6 北大西洋条約機構(NATO)との関係

ウクライナは、1994 年に他の CIS に先駆けて NATO との間で「平和のためのパートナーシップ (PfP)協定」に署名したのに引き続き、1997 年には「ウクライナ・NATO 間の特別な関係に関する憲章」に署名し、NATO との関係強化を明確にした。

また、2001 年 9 月に勃発した米国における同時多発テロ以降、米を含む NATO とロシアとの関係 改善が図られる等、国際情勢が大きく変化する中で、ウクライナ国家安全保障国防会議は、2002 年 5 月、「ウクライナの NATO 加盟に向けた準備に着手する」決議を採択、7 月にはクチマ大統領が同大統領令に署名する等、中・長期目標としてウクライナの NATO 加盟の意思を内外に示した。

これを受けて同年 11 月に開催された NATO プラハ・サミットの「NATO・ウクライナ委員会」においてウクライナの NATO 加盟に向けた「改革のための行動計画」及び「年次目標計画」が採択された。 2004 年には、NATO の全面的協力を得て「戦略国防報告」及び新しい「軍事ドクトリン」が作成され

た他、ウクライナ国内における NATO の軍事活動に対する支援を定めた「ホストネーション・サポートに関する覚書」が交わされた。

2005年にユーシチェンコ新政権が発足すると、ウクライナはNATO加盟意思をより明確に表明し、同年4月には「NATO・ウクライナ間協力の強化」に関する文書が署名され、「強化された対話」の枠組みによるNATOーウクライナ委員会、北大西洋理事会会合(6月及び10月)が行われるなど、加盟に向けた協議等が活発化した。実態面においてもウクライナ軍は、国内外で実施されるNATO軍の演習に部隊を頻繁に参加させる他、ウクライナ軍人をNATO諸国に派遣して教育・訓練を受けさせてきた。

このように国防省及び軍において NATO 加盟に向けた努力が継続される中,2006 年 8 月に首相に就任したヤヌコーヴィチ地域党党首は、国民のコンセンサスの低さを理由に、当初目標とされていた同年 11 月の NATO サミットにおける加盟行動計画への署名を見送った。2007 年 2 月,ユーシチェンコ大統領は、EU、NATO 加盟路線を確認する国家安全保障戦略に署名した他、機会を捉えて NATO 加盟方針を繰り返してきた。2008 年 1 月、NATO・MAPへの参加意思を表明する大統領、首相、最高会議議長連署による書簡(所謂「三者の書簡」)が NATO 事務総長宛に送達された。これに対し、地域党を始めとする野党側は、この「三者の書簡」の撤回等を求めて最高会議演台等を封鎖し、議会が約 1 か月半空転する事態となったが、2008 年 3 月 6 日、各政治勢力間の合意の下に再開された議会において「NATO 加盟は全国レベルの国民投票の結果によってのみ決定される」旨の議定書採択が行われた。

2008 年 4 月の NATO ブカレスト・サミットにおいてウクライナの将来の加盟については合意されたが、ウクライナの加盟行動計画 (MAP) への参加は見送られた。

2010 年 2 月に就任したヤヌコーヴィチ大統領は、ウクライナは NATO に加盟する計画を有していないと発言した。2010 年 7 月には、ウクライナの地位を「非同盟」と規定し、あらゆる軍事政治ブロックへの参加を拒否する内容の「ウクライナの内外政方針に関する」法律が発効した。ヤヌコーヴィチ大統領は、NATO との積極的な協力は継続すると述べているが、同法律により、ウクライナのNATO 加盟は不可能となった。

なお、2012 年 6 月の「国家安全保障戦略」改訂では、非同盟を維持しつつ、NATO との建設的な協力の継続を規定している。

7 軍事的国際協力(対米関係を含む)

PKO 等を通じた国際社会の安定化への貢献は、ウクライナにとっても重要な位置を占めており、現在ウクライナ軍は、コンゴ、コソボ、リベリア、スーダンへの部隊或いは軍事監視要員等の派遣を通じて、国連のPKO 活動に参加している。また、海賊対処活動にも積極的な姿勢を示しており、2013 年から海賊対処活動への参加を予定している。

イラクにおけるNATOトレーニング・ミッションに要員を参加させているほか、アフガニスタンにおけるISAFに軍医等を派遣し人道支援及び医療活動などに従事させている。また、コソボで活動するKFOR及び沿ドニエストルへの兵力監視団にも要員を派遣している。

WI. 文化

ウクライナ国民の多くは文化・芸術への関心が高く、キエフ市の国立オペラ劇場をはじめ、主要な都市には劇場、交響楽団、音楽・芸術クラブ等が存在する。また、民族音楽、宗教音楽の伝統を有し、一般の人達の間でも広く親しまれている。ウクライナにゆかりのある芸術家は以下の通り。 ●ゴーゴリ(Nikolai V. Gogol:1809-1852)

作家、劇作家。ウクライナ中部の小村ソロチンツィ生まれ。1830年ウクライナの農村を舞台にした短編「イワン・クパーラの前夜」を含む小説集により一躍文名をあげる。「検察官」、「隊長ブー

リバ」、「死せる魂」、「外套」などの作品がある。

- ●シェフチェンコ(Taras H. Shevchenko:1814-1861) キエフ生まれのウクライナの国民的詩人、画家。1840年に詩集「吟遊詩人」を発表、ウクライナ の国民的詩人としての地位を確立した。反帝政、反専制の態度を崩さず、抑圧されたウクライナ 人の悲しみを詠い続けた。(100 フリヴニャ紙幣に肖像が印刷されている)
- ●チェーホフ(Anton P. Chekhov:1860-1904)
 ロシアの作家、劇作家。1899 年から病気療養のためにクリミアに移り住んだ(~1904)。その間に彼の代表作である「三人姉妹」、「桜の園」を書いた。現在でもヤルタにチェーホフ博物館がある。
- ●ムソルグスキ―(Modest P. Musorgskii :1839-1881) ロシアの作曲家。彼の代表作である組曲「展覧会の絵」の中の一曲である「キエフの大門」は、 キエフ市内の中心部にある。
- ●プロコフィエフ(Sergei S. Prokoffiev:1891-1953) ウクライナ生まれのロシアの作曲家。1891 年エカテリノスラフ(現ドニプロペトロフスク)近郊の ソンツォフカ生まれ。バレエ音楽「ロメオとジュリエット」、交響詩「ピーターと狼」等が有名。
- ●ホロビッツ(Vladimir Horowitz :1904-1989)
 20 世紀を代表するピアニスト。キエフ市生まれ。1940 年に米に移住。キエフでは、独立後の 1995年より、彼に因み「ホロビッツ記念国際ピアノコンクール」が開催されている。毎回数名の日本人奏者が同コンクールに参加し、優勝・入賞等を遂げている。
- ●その他,作家ではイリヤ・エレンブルグ(1891-1967), ミハイル・ブルガーコフ(1891-1940), イサーク・バーベリ(1894-1941)が,音楽家ではエミール・ギレリス(1916-1985), ダビッド・オイストラフ(1908-1974), スヴャトスラフ・リヒテル(1915-1997), アイザック・スターン(1920-2001), 画家ではイリヤ・レーピン(1844-1930)が,舞踏家ではワツラフ・ニジンスキー(1890-1950)がウクライナ生まれである。

Ⅷ. 対日関係

ウクライナには 1902 年~1934 年にかけてオデッサに我が国領事館が開館されており(一時的に 閉鎖されていた時期もあった),旧ソ連時代より姉妹都市提携(キエフ・京都、オデッサ・横浜) や文化交流が行われていた。1991 年 8 月のウクライナの独立後,翌 1992 年 1 月に外交関係が樹立 された。

なお、第二次世界大戦後には、旧ソ連に抑留された日本人の内約 4,000 名がウクライナに移送され、採石などの労務に当たった(当時の抑留者の談)。その内約 200 名が当地で死亡したとされている。

1 要人往来

- ●クチマ大統領訪日(1995年3月)
 - ウクライナ元首として初めて訪日。村山総理との 首脳会談において日本輸出入銀行からの 1.5 億ド ルのアンタイドローン及び 0.5 億ドルの輸出信用 供与が表明され,両国外相間で旧ソ連時代に締結 された条約の承継を確認する書簡が交換された。 共同声明においてウクライナは日本の国連安保理 常任理事国入りへの支持を表明。
- ●池田外務大臣ウクライナ訪問(1996年6月) 両国関係の拡大強化、ウクライナへの改革支援の 継続を表明した。
- ●ウドヴェンコ外相訪日(1997年5月) 日本の政府開発援助(ODA)供与に関する協議が開始された。なお、同外相は1998年3月にも国連総会議長として訪日した。
- ●国会議長の相互訪問

1997年8月に斉藤参議院議長がウクライナを訪問した。2003年5月にはリトヴィン最高会議議長が訪日、広島等を訪問し、核の被害を受けたという両国の共通点を基礎に両国関係を発展させるべきであると表明した。

- ●川口外相のウクライナ訪問(2003年8月) ズレンコ外相と会談し、核不拡散の基本的立場を 確認するとともに、政治・経済分野での協力発展 の意思を表明する共同コミュニケに署名した。
- ●ユーシチェンコ大統領訪日(2005年7月) ウクライナ大統領の訪日としては2回目のもの。 小泉総理と会談し、「21世紀における新たなパートナーシップに関する共同声明」を発出、日本・ウクライナ協力委員会の設立に合意。また、ウクライナの WTO 加盟に関する二国間文書の署名を行った他、「科学技術協力に関する共同記者発表」を発出。
- ●麻生外相のウクライナ訪問(2006年6月) ユーシチェンコ大統領訪日時に合意された日本・ウクライナ協力委員会第一回会合をタラシューク 外相との間で開催、同委員会の活動に関する覚書 に署名。また、文化無償案件にかかる文書に署名。
- ●オグリスコ外相の訪日(2008年3月) 高村外相との間で第2回日・ウクライナ協力委員会を開催, 共同声明に署名。
- ●ティモシェンコ首相の訪日(2009 年 3 月) 麻生総理と会談、経済を中心に両国関係の幅広い協力について協議。共同声明を発出。
- ●ヤヌコーヴィチ大統領の訪日(2011年1月) 菅総理と会談、GISにおける協力、JBICによる融資、農業分野における協力等につき協議、共同 声明を発出。

ウクライナ独立後の日・ウクライナ関係略史

1991 年 12 月 28 日 我が国によるウクライナ国家承認

1992 年 1 月 26 日 外交関係樹立

1992年10月 スレピチェフ副首相訪日(旧ソ連支援東京会合)

1993年1月20日 在ウクライナ日本国大使館開設

1994年9月 在日ウクライナ大使館開設

1995年3月 クチマ大統領訪日(22~25日)

1996年6月 池田外務大臣ウクライナ訪問(30日~7月1日)

1997年5月 ウドヴェンコ外務大臣訪日(18~20日)

1997 年 8 月 斎藤参議院議長ウクライナ訪問 (26~30 日)

1998年3月 ウドヴェンコ外相訪日(国連総会議長) (10~12日)

1999 年 4 月 ロホヴィ経済相, アザーロフ国税庁長官訪日(民間招待)

2000年6月 タラシューク外務大臣訪日 (小渕元総理の葬儀への列席)

2001年10月 クチマ大統領夫人・セミノジェンコ副首相訪日(民間招待)

2003年5月 リトヴィン最高会議議長訪日(26~29日)

2003年8月 川口外務大臣ウクライナ訪問 (31日~9月2日)

2004年6月 グリシチェンコ外相訪日 (8~11日)

2005年1月 柳澤特派大使(日・ウクライナ友好議連会長)(大統領就任式)

2005年3月 トメンコ副首相訪日 (愛知万博)

2005年7月 ユーシチェンコ大統領訪日 (20~23日)

2006年6月 麻生外務大臣ウクライナ訪問 (30日~7月1日)

10月 リホヴィ文化観光大臣の訪日 (7~9日)

2007年7月 ルジコフスキ―運輸・通信大臣訪日 (8~12日)

7月 ハイダイェフ保健大臣訪日 (24~29日)

2008年3月 オグリスコ外務大臣の訪日(24~26日)

2009年3月 ダニリシン経済大臣の訪日(8~11日)

3月 ティモシェンコ首相の訪日(25~26日)

2011年1月 ヤヌコーヴィチ大統領の訪日(18~21日)

2011年9月 横路衆議院議長のウクライナ訪問(4~7日)

2012年3月 リトヴィン最高会議議長の訪日 (7~11日)

2012年4月 バローハ非常事態大臣の訪日(18~19日)

2012年10月 ポロシェンコ経済発展・貿易相の訪日 (IMF・世銀総会)

2012年11月 ポロシェンコ経済発展・貿易相の訪日(経済合同会議)

2013年5月 根本復興大臣のウクライナ訪問 (3~5日)

2013 年 6 月 プロスクリャコフ環境・天然資源相の訪日 (3~8 日)

2013 年 8 月 岸田外務大臣のウクライナ訪問 (24~26 日)

- ●横路衆議院議長のウクライナ訪問(2011 年 9 月) チェルノブイリ原子力発電所を視察。ヤヌコーヴィチ大統領を表敬し、リトヴィン最高会議議長 と全談
- ●リトヴィン最高会議議長の訪日(2012年3月) 野田総理を表敬,福島第一原子力発電所等を視察,宮城県名取市の東日本大震災一周年に際する 慰霊祭に出席。
- ●バローハ非常事態大臣の訪日(2012年4月) 野田総理表敬,「原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する協定」に署名(本協定は5月30日に発効)
- ●ポロシェンコ経済発展・貿易大臣の訪日(2013年10月) IMF・世銀総会出席のため訪日。枝野経済産業大臣と会談。
- ●ポロシェンコ経済発展・貿易大臣の訪日(2013年11月) 第4回日・ウクライナ経済合同会議(経団連主催)出席。
- ●根本復興大臣のウクライナ訪問(2013年5月) チェルノブイリ原子力発電所を視察し、プロスクリャコフ環境・天然資源大臣等と会談。
- ●プロスクリャコフ環境・天然資源相の訪日(2013年6月) 福島第一原子力発電所を視察し、石原環境大臣等と会談。
- ●岸田外務大臣のウクライナ訪問(2013年8月)(予定)

2 概況

2008年2月の第1回日ウクライナ経済委員会(キエフ)の開催に続き、2009年3月には東京において第2回会合が実施され、ウクライナ側と日本企業の間で26の文書が署名された。

前述の通り、2008/2009 年のロシア産ガス供給を巡るロシアとの関係で初めて欧州向けガスの供給が停止される事態が生じ、またエネルギー価格も高騰、旧ソ連時代の負の遺産である産業インフラ、エネルギー・インフラの効率化の必要性が大きくクローズアップされた。かかる状況を背景に、2009 年 3 月、京都議定書、グリーン・インベストメント・スキーム(GIS)の枠組により、わが国はNEDOを通じてウクライナからの3,000万トンの排出権購入契約に調印、現在プロジェクト選定中。

3 わが国からの支援及び協力

我が国は、ウクライナの民主主義定着と市場経済確立を支持するとの基本的立場から経済協力を 積極的に実施している。特に、2004 年 6 月の「日本・ウクライナ技術協力・無償資金協力協定」署 名や、2005 年 3 月の対ウクライナ円借款第 1 号案件「キエフ・ボリスポリ国際空港拡張計画」の実 施により、対ウクライナ支援は着実に拡大している。また、キエフエ科大学「ウクライナ・日本セ ンター」に対する技術協力プロジェクト(2006 年 5 月~2011 年 5 月)では、2 名の長期専門家が派 遣されている。その他、国際機関の日本特別基金からも資金が拠出されており、UNDP や世銀が各種 プロジェクトを多数実施している。

(1) チェルノブイリ関連支援

ア 原子力安全支援

- ・原子力安全基金: 1,900 万ドル (チェルノブイリ関連に使途指定: 1992~95 年) 368 万ユーロ (2008 年)
- チェルノブイリ石棺基金:5,500万ドル(1997~2005年)

イー人道支援

- ・チェルノブイリ被災者治療関連施設に803万ドル相当の医薬品・医療機器供与(1994~1998年)
- ・WHO を通じたチェルノブイリ被災者プログラムへの拠出(約640万ドル)

- チェルノブイリ被曝者支援のための医療専門家の派遣・招聘(70名)(1992~2000年)
- ・被災者支援を行う NGO への補助金交付(1億4,600万円)(1996年~)
- ウ 国連「人間の安全保障」基金を通じた支援
 - ・チェルノブイリ被災コミュニティにおける恐怖問題及びリスク対策に向けた個人への支援 (約 121 万ドル)
 - ・「チェルノブイリによる影響を受けた地域における ICRIN を通じたコミュニティと住 民の人間の安全保障促進」プロジェクト(約261万ドル)
- エ 草の根・人間の安全保障無償による支援は下記(7)を参照。
- (2) 非核化支援(4億円)
- ア 核物質管理制度確立支援(1995~2000年:約5.3 億円)

非核兵器国として NPT に加入したウクライナの加盟国としての義務履行 (IAEA の補償措置「査察」受け入れ)に協力するため、核物質計量管理システム、核物質防護システム等を供与。

イ 核兵器廃棄要員のための医療機材供与(1994~2001年)

核兵器廃棄の過程で発生する放射能汚染や有毒なミサイル燃料の漏出等による被害を受けた軍の要員の検査・治療のために医療機材、医薬品、各種分析機材用試薬等を供与。

ウ ハリコフ物理技術研究所の核セキュリティ強化(2011 年~, 約1.7 億円)

ハリコフ物理技術研究所における計量管理システムの近代化及び核物質防護システムの強化を図るため、各種分析機材や防護機材を供与。事業は、2014年3月末に完了予定。

(3) 金融支援(旧輸銀, 現 JBIC)

1.5 億ドルのアンタイドローン及び 0.5 億ドルの輸出信用 (1995 年 3 月のクチマ大統領訪日時に表明:使用済)。

2011年1月のヤヌコーヴィチ大統領訪日時に、80億ドルの輸出クレジットライン設定にかかる契約に調印。

(4) 有償資金協力:

キエフ・ボリスポリ国際空港拡張計画 (190 億 9200 万円, 金利年 1.5%, 償還[据置]期間 30 [10] 年, 一般アンタイド) : 2005 年 3 月 E/N 署名。2009 年 10 月着工式, 2011 年 5 月完成予定。

- (5) 無償資金協力
- ア 1998 年 11 月, 西部地域洪水災害に対する緊急無償援助 (10 万ドル及び 1,392 万円相当の緊急援助物資供与)
- イ オフマディット小児専門病院に対する医療機材供与(7.29 億円): 2000 年 8 月 E/N 署名, 2001 年 11 月引渡。
- ウ ノン・プロジェクト無償資金協力(3億円): 2006年3月E/N署名。
- 工 小児病院医療機材整備計画(第 1 期)(4.53 億円): 2007 年 2 月 E/N 署名, 2008 年 6 月引渡。
- 才 小児病院医療機材整備計画(第 2 期)(4.85 億円): 2008 年 2 月 E/N 署名, 2009 年 5 月引渡。
- カ 08 年 8 月, 西部地域洪水被害に対する緊急無償援助(1,200 万円相当の緊急援助物資供与)
- (6) 文化無償
- ア 国立フィルハーモニーに対する楽器 (4,940 万円): 1999 年 4 月 E/N 署名,2000 年 3 月引渡。
- イ ウクライナ国立歴史博物館に対する視聴覚機材(4,090万円): 1999年7月E/N署名,2001年 1月引渡。
- ウ イワン・フランコ記念国立芸術ドラマ劇場に対する音響機材(4,520万円): 2001 年 2 月 E/N 署名, 2002 年 11 月引渡。

- エ シェフチェンコ記念国立オペラ・バレエ劇場に対する音響機材・楽器(4,860万円): 2002年 1月E/N署名,2003年9月引渡。
- オ キエフ青少年芸術アカデミーに対する楽器及び音響・ビデオ機材(4,640万円):2003年3月 E/N署名,2004年9月引渡。
- カ リヴィウ国立オペラ・バレエ劇場に対する照明機材(4,990万円): 2003年9月E/N署名,2005年9月引渡。
- キ 国立タラス・シェフチェンコ大学に対する LL 及び視聴覚機材(4,570 万円): 2005 年 3 月 E/N 署名, 2006 年 9 月引渡。
- ク M. ルイセンコ記念キエフ音楽学校楽器整備計画(2,970万円):2005年11月E/N署名。
- ケ ソロヴャネンコ記念ドネツク・オペラ・バレエ劇場照明機材整備計画(7,390万円): 2006年7月E/N署名,2007年1月引渡。
- コ ルイセンコ記念ハルキフ国立オペラ・バレエ劇場照明機材整備計画(4,610万円): 2008年8月E/N署名。
- サ グリエル記念国立音楽学校楽器整備計画(3,160万円): 2010年5月E/N署名。2013年3月 引渡。
- (7) 草の根・人間の安全保障無償資金協力

2002年から2013年3月までに71件(総額4.888,779米ドル相当)を実施。

【分野別】

・チェルノブイリ関連(医療支援、被災者・移住者活動支援、生活環境の改善等)

24 件 合計 1,344,492 米ドル

教育関連(学校等の環境改善, 聾唖者の教材整備等)

12件 合計 761, 284 米ドル

・孤児問題(孤児院・ストリートチルドレン施設への支援、身元不明児の捜索活動等)

6件 合計 237, 223 米ドル

医療機材近代化(チェルノブイリ及び障害児病院を除く案件)

28件 合計 2, 369, 455 米ドル

- ・民主化支援(公正な選挙啓発ポスターの配布)
 ・青年教育(HIV/AIDS 予防啓発センターへの支援)
 ・職業訓練(ホームレスの職業訓練施設に対する支援)
 1 件 合計 42,876 米ドル
 ・職業訓練(ホームレスの職業訓練施設に対する支援)
- ・環境保護(水質検査の質的向上のための NGO 支援)

1件 合計 66.449 米ドル

(8) 草の根・文化無償資金協力

2008年から2013年8月までで、4件(総額308,169ドル相当)を実施。

- ・2008年度 キエフエ科大学・文化芸術センター照明機材整備計画 68,861米ドル
- 2009年度 チェルノブイリ博物館展示機材整備計画 74,326米ドル
- 2010年度 リヴィウ大学日本語学習機材整備計画 81,135米ドル
- 2013年度 ウクライナ国立体育・スポーツ大学印刷機材整備計画 83,847米ドル
- (9) 技術支援
- ア 支援委員会による旧「日本センター」(~2003年)

1996年6月の池田外相訪問時に、ウクライナの経済改革の人材育成の拠点となる日本センターをキエフ市に開設することが表明され、1999年1月に開所式を行った(キエフ・モヒラ・アカデミー内)。98名に上る専門家の派遣、101名のウクライナ企業家、政府関係者の招待・研修の他、日本語等の各種講座が実施され、電力セクター近代化支援も行われた。2003年3月末に同センターは支援委員会の廃止と共に閉鎖されたが、キエフエ科大学(KPI)が図書館内に「ウクライナ・日本センター」を開設し、大使館からの支援を得ながら「日本関連セミナー」や図書閲覧等の業務を引き継いだ。

- イ 技術協力プロジェクト「ウクライナ・日本センター」(2006年5月~2011年5月) キエフエ科大学の「ウクライナ・日本センター」に対して実施されたJICAの技術協力プロジェクト。JETRO、国際交流基金、更には両国の大学、民間団体等の協力を得ながら、ビジネス・コース(投資・貿易促進、産官学連携の促進を含む)、日本語講座、相互理解促進(文化、科学技術等の日本紹介事業)を中心に活動した。同センターには、チームリーダー及び日本語教育の2名の長期専門家が派遣された。
- ウ 技術協力(研修員,個別専門家派遣等,技プロを除く)
 - ・研修員受入:2013年3月末までに301名のウクライナ人研修生を日本に受け入れ。
- エ 世銀 PHRD (開発政策・人材育成) 基金を通じた支援
 - ・エネルギー分野、税・財政分野、環境分野、司法改革など合計 27 件。1,430 万ドル。
- オ 世銀 JSDF (日本社会開発基金) を通じた支援
 - ・最貧コミュニティにおけるキャパシティ・ビルディング(2005年5月署名,170万ドル)。
- カ UNDP/ICT 基金を通じた支援
 - ・ウクライナへの情報技術移転プロジェクト(2004年から3年間,35万ドル)。
- キ 日本・UNDPパートナーシップ基金を通じた支援
 - ・ウクライナ教育セクターにおけるエネルギー効率プロジェクト(2006年5月から18ヶ月, 31万5000ドル)。
- (10) STCU (ウクライナ科学技術センター)

大量破壊兵器及びその輸送手段の研究開発に関与したウクライナ人科学者・技術者の民生目的の研究活動と、右を通じウクライナの市場経済化を支援するため、100万ドルを拠出。

(11) 国際チェルノブイリ・センター

1998~2002年にかけて、1億3,350万円相当のプロジェクト支援を実施。

- (12) 原子力安全支援(1993年~2007年)
- ア 国際原子力安全研修(通商産業省、経済産業省): 179 名
- イ 国際原子力安全セミナー(科学技術庁、文部科学省):78名
- ウ 専門家派遣(科学技術庁,文部科学省):33名
- (13) 日本語・日本研究支援
- ア 文部科学省国費留学生プログラム

文部科学省国費留学生プログラムにより、研究留学生として年5名程度(2011年度は5名)、 日本語・日本文化研修留学生として年3名程度(2010年度は3名)が日本へ留学しているほか、 教員研修留学生及び学部留学生として日本へ留学している人もいる。

イ 国際交流基金事業

国際交流基金の訪日研修プログラムには当地の日本語教師や日本語学習者を対象としたものがあり、年10名程度が日本での研修に参加している。国際交流基金事業としては他に、日本語弁論大会や日本語教材購入などの日本語普及活動に対する助成事業等がある他、2005年度からは日本語教育専門家2名(2011年3月現在3名)の派遣を受け、キエフ国立大学、キエフ国立言語大学及びウクライナ・日本センターでの日本語教育や当地日本語教師の指導・育成を進めている。

ウ 日本万国博覧会記念基金助成金事業

当国は、日本万国博覧会記念基金助成金事業の対象となっており、ハリコフ及びドニプロペトロフスクの日本センター、ルハンスク国立大学に対し、建物施設・日本語学習機材等の整備のため助成金が交付されている。

エ ウクライナ・日本センター

ウクライナ・日本センターでは、日本語コース及び相互理解事業として日本文化講座等が開 講されている。日本語コースでは子供や初心者から通訳・翻訳者を目指す上級者までを対象と した幅広いコース設定が成されており、200名を超える受講生が日本語学習に励んでいる。

(14) 民主化関係の支援

ア ウクライナ政治研究スクール (欧州評議会プロジェクト)

(ア) 第1回スクール(2006年)

日本政府からの4万5000ユーロの資金拠出。2006年中に数日間のセッションを4回開催。 人権問題、WTO 加盟問題等に関する日本人講師5名を派遣。

- (イ) 第2回スクール (2007年)
 - 2名の日本人講師を派遣。同スクール参加者1名を訪日研修に招待。
- (ウ) 第3回スクール(2008年)

日本政府からの4万5000ユーロの資金拠出。2008年中に数日間のセッションを4回開催。 3名の日本人講師を派遣。同スクール参加者2名を訪日研修に招待。

(エ) 第4回スクール(2009年)

2009 年中に数日間のセッションを 4 回開催。また 17 カ国の政治研究スクール代表者が参加する総会を開催。

イ 選挙監視員派遣

- 2002 年 3 月最高会議選挙: 3 名
- 2004年6月最高会議議員補欠選挙(ポルタヴァ州):3名
- ・2004年10~12月大統領選挙(第1回投票,決選投票,やり直し決選投票):延べ38名(OSCE / ODIHR 派遣を含む)
- ・2006年3月最高会議選挙: OSCE/ODIHR に7名派遣
- 2007年9月最高会議選挙:6名(OSCE/ODIHR派遣を含む)
- ・2010 年 1~2 月大統領選挙(第 1 回投票,決選投票): 延べ 14 名 (OSCE / ODIHR 派遣を含む)

4 対日貿易

日本とウクライナの間の貿易は過去数年間に急拡大し、2008年の貿易総額は30億ドルを超えた。ウクライナ国家統計局発表によると、2008年の日本へのウクライナからの輸出が1億1570万ドルと横ばいなのに対し、日本からの輸入は27億9580万ドルであり、前年比でほぼ倍増した。わが国の輸出の殆どは自動車輸出で占められており、2008年度の全輸出に占める割合は83%にのぼった。2009年については、経済危機、13%の追加関税導入、個人向け融資アクセスの減少などにより、大きく低迷。なお、農業分野については2002年、日本が初めてウクライナ産の穀物輸入(630万ドル)を実現し、その後は果実やアルコール飲料等が少量輸入されてきていたが、2009年に主要輸入品となった。2011年については、日本からの輸出は、依然として自動車(66%)が高い割合を占めている。また、日本への輸出は、鉄鋼・スラグの31%が第1位。ウクライナの日本に対する主な輸出入品は以下の通り(金額は2011年の輸出入額、括弧内は対日輸出入額全体に占める割合、出典:国家統計局)。

(1) 日本への主な輸出品

①鉄鋼石・スラグ	4, 750 万ドル	(31%)
②穀物	3,070 万ドル	(20%)
③非鉄金属	1, 780 万ドル	(12%)
④鉄鋼原料	1,690 万ドル	(11%)

(2) 日本からの主な輸入品

①自動車	6 億 7, 380 万ドル	(66%)
②光学機器	8, 210 万ドル	(8%)
③機械・機器類	7, 480 万ドル	(7%)

5 文化交流

- (1) 在ウクライナ日本大使館が開設された 1993 年以降, 大使館主催事業として, 日本映画祭, 生け花デモンストレーション, 折り紙定期講習会, 茶道デモンストレーション等を, 国際交流基金事業として, 美術・文化展覧会, 舞台芸術公演等の文化事業を毎年行っており, 毎回高い人気を博している。2006 年度には, 2005 年 7 月のユーシチェンコ大統領訪日時に小泉首相と開催に付き合意がなされた「ウクライナにおける日本月間」を開催, 9 月から 11 月の 3 ヶ月間に 40 以上の日本文化紹介事業を実施し, ウクライナ政府関係者, 当地市民及び外交団等から大きな反響を得た。以降, 毎年秋に「ウクライナにおける日本月間」として当地の日本文化愛好団体及びウクライナ・日本センター等とともに各種文化事業を実施しており, いずれも好評を博している(当館秋の文化行事に関しては, 2011 年より, 「ウクライナにおける"NIPPON"」と名称変更)。また, 2011 年 1 月のヤヌコーヴィチ大統領訪日時に菅首相との共同声明が発出され, 両国間の外交関係樹立 20 周年に当たる 2012 年を祝うに際し「ウクライナにおける日本月間」及び「日本におけるウクライナ月間」を相互に開催する意向が表明された。
- (2) 2010 年 9 月オデッサ市において、横浜市・オデッサ市姉妹都市提携 45 周年記念行事、2011 年 9 月にはキエフ市において、京都市・キエフ市姉妹都市提携 40 周年記念行事が実施された。
- (3) 2012 年には、日本・ウクライナ外交関係樹立 20 周年を記念し、千玄室裏千家大宗匠、日本舞踊キエフ講演、松本京都大学総長の講演等、日本の文化・芸術、教育分野の行事が多数開催された。
- (3) 外国人叙勲に関し、2006 年に日本文学翻訳の第一人者であるイワン・ジューブ(Ivan Dzyub:1934-) 氏がウクライナで初めて我が国の叙勲(旭日小綬章)を受章した。また日・ウクライナ外交関係樹立 20 年にあたる 2012 年秋には、ズグロフスキー・キエフ国立工科大学(KPI) 学長(元教育科学大臣) (旭日重光章)、ヤツェンコ・キエフ国立地理学部教授(旭日中綬章)、ボンダレンコ・キエフ国立大学文化学部教授(旭日中綬章)及びフェドリーシン・リヴィウ国立工科大学人文・社会学部准教授(旭日小綬章)の4名が同時に受章した。

6 在留邦人数

124世帯212人(2013年1月28日現在)

7 ウクライナ日本商工会会員(2013年2月現在)

当地では、ウクライナに進出する日系企業によるキエフ日本商工会が組織されており、2013年2月現在、17の企業が会員企業として加盟している。

8 姉妹都市

京都市・キエフ市 (1971 年~) 横浜市・オデッサ市 (1965 年~)

(了)